

PUBLIC INFORMATION

聖籠町

祝

聖籠中学校卒業

町のイメージキャラクター



緑丸

百合若

はなちゃん

聖籠町公式SNS



LINE



X

祝 第25回卒業証書授与式

聖籠町立聖籠中学校

広報せいろう 4 April No.597

希望の春、旅だちの日

3月3日(火)、聖籠中学校で卒業式が行われ、135人が学び舎を巣立ちました。在校生や、保護者、教職員に見守られる中、感謝の気持ちとこれからの希望を胸に、新たな一歩を踏み出した卒業生たち。新たな門出を心からお祝い申し上げます。



マチイロ

無料アプリで広報せいろうが手軽に閲覧できるようになりました。



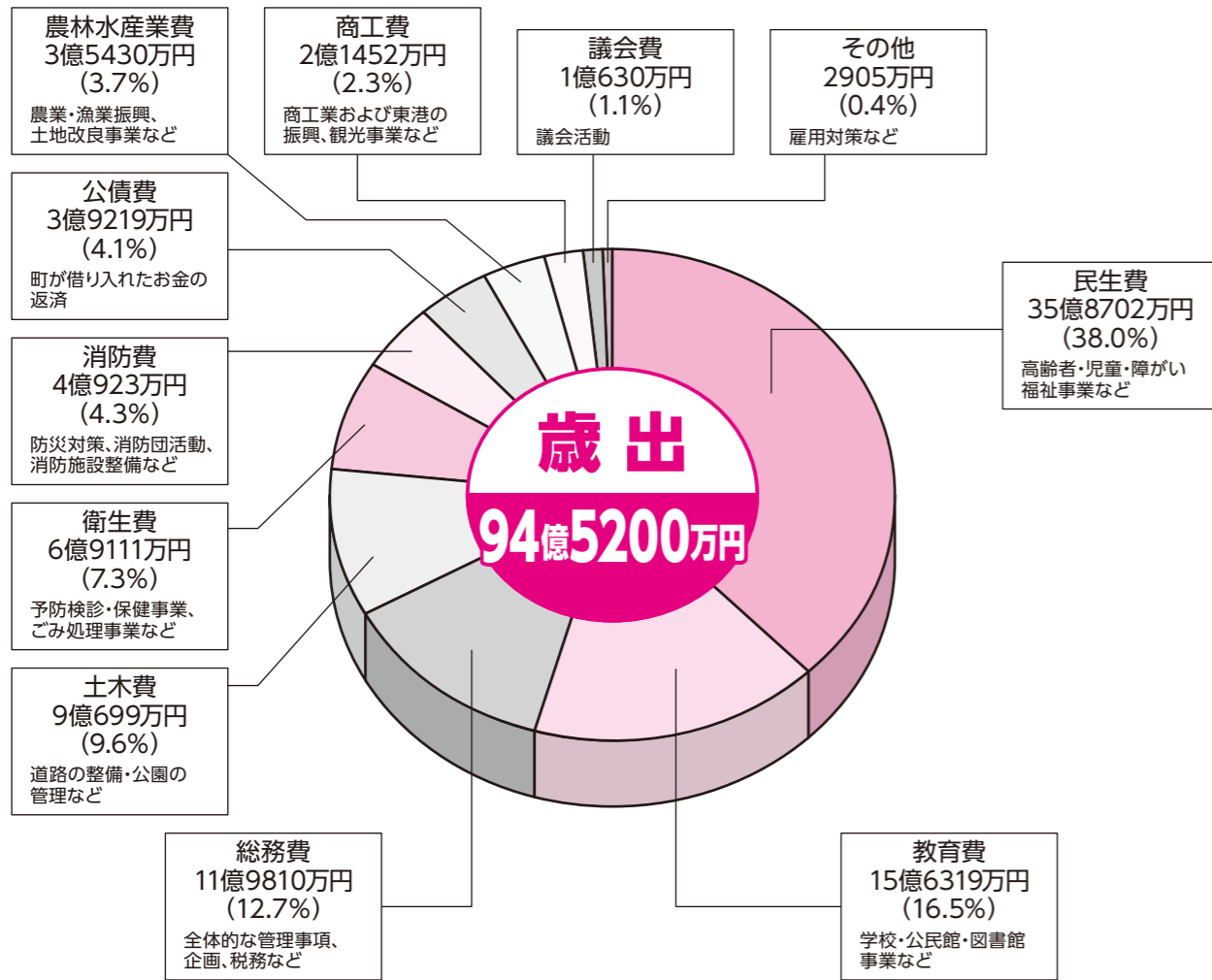
iOS



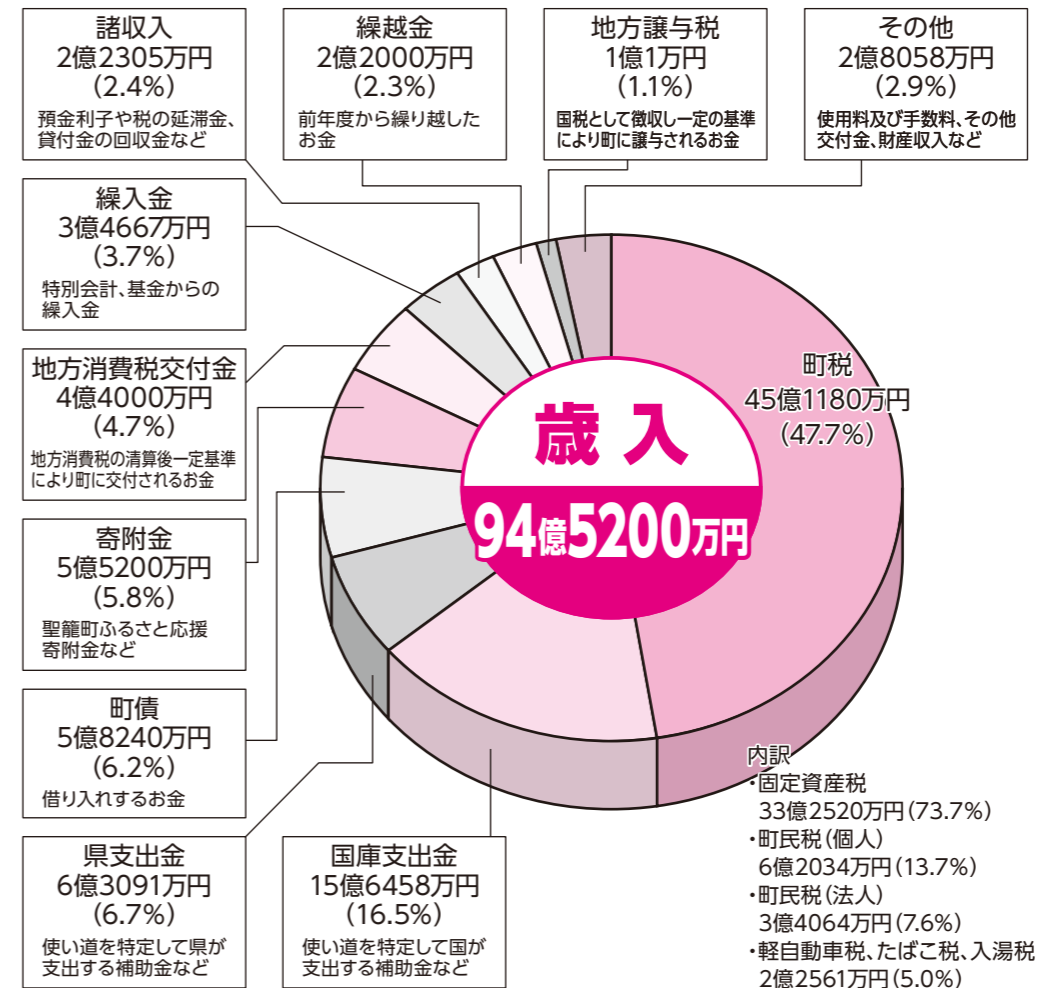
Android

令和8年2月末現在の ●人口 13,609人(前月比-12人) ●外国人口 376人(前月比+20人) 男 213人(-1人) 女163人(+21人)
人口の動き (外国籍除く) (前年比-31人) 女 6,809人(+2人) ●世帯数 5,182世帯(外国人のみの世帯含む)

令和8年度 一般会計予算は 94億



5200万円 住みよいまちづくりに向けスタートします



令和8年度の予算が3月定例議会で審議され、一般会計予算は94億5200万円、また特別会計予算は6会計合計43億4879万円で議決されました。住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課(財政係)までご連絡ください。

令和8年度基金および町債の状況

基金の状況(一般会計)

名称	(単位:万円)			
	令和7年度末 残高見込額	令和8年度増減見込額 積立見込額	取崩見込額	令和8年度末 残高見込額
財政調整基金	50,698	276	0	50,974
減債基金	8,541	17	0	8,558
災害救助基金	12,723	29	0	12,752
土地開発基金	6,463	11	0	6,474
道路整備基金	598	101	0	699
教育振興基金	323	1	0	324
公共用施設整備基金	3,734	109	0	3,843
公共用施設維持基金	266	1	0	267
地域福祉基金	3,701	6	0	3,707
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	2,079	1,205	2,000	1,284
町営住宅及び共同施設維持基金	30,152	586	0	30,738
ふるさと応援基金	41,087	18	21,000	20,105
国営加治川用水地区土地改良事業基金	6,731	15	6,731	15
感染症対策基金	150	0	0	150
企業立地促進基金	4,175	9	4,173	11
スポーツ振興基金	342	1	0	343
国民健康保険高額医療費貸付基金	200	0	0	200
合計	171,963	2,385	33,904	140,444

町債の状況

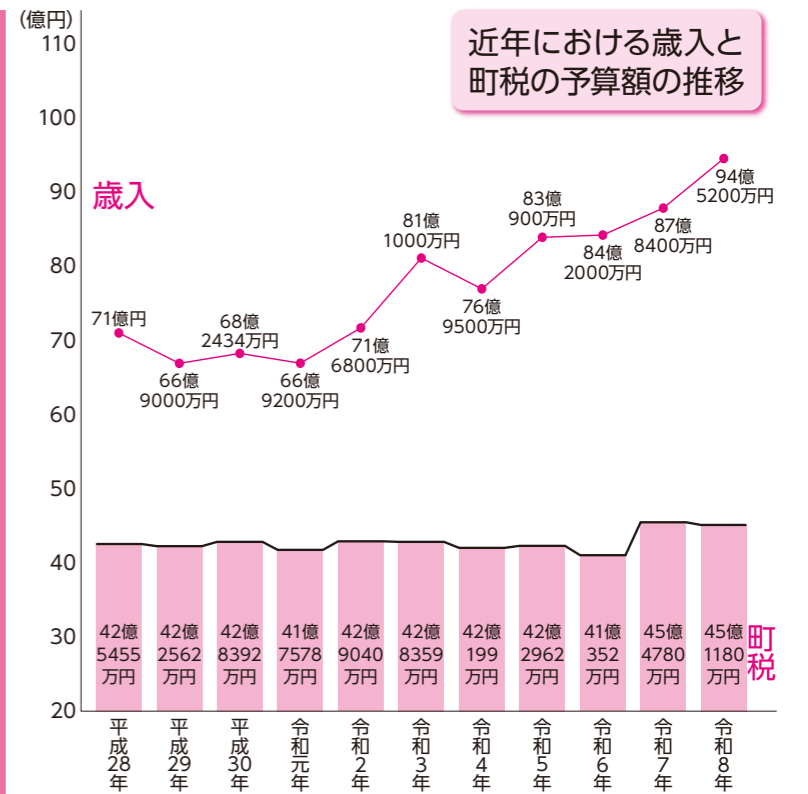
名称	(単位:万円)			
	令和7年度末 残高見込額	令和8年度増減見込額 起債見込額	元金償還見込額	令和8年度末 残高見込額
一般会計	221,272	77,600	37,748	261,124

○基金
町の貯金にあたる基金については、総額で令和7年度末から3億1519万円の減額となる14億444万円を見込んでいます。

○町債
町の借金にあたる町債については、3億7748万円を返済する予定ですが、新たに7億7600万円を借り入れるため、残高は、令和7年度末から3億9852万円増額となる26億1124万円となる見込です。

会計名	予算額
国民健康保険	11億2827万円
事業勘定	11億2827万円
施設勘定	1億1130万円
介護保険	12億7216万円
後期高齢者医療	1億6817万円
県営開拓パイロット事業	1036万円
下水道事業	7億4361万円
収益的支出	7億4361万円
資本的支出	5億3153万円
水道事業	2億8867万円
収益的支出	2億8867万円
資本的支出	9472万円

令和8年度特別会計予算は計43億4879万円



「子どもへ」「福祉へ」 ～幸福度を高め、笑顔

「未来へ」 あふれるまちづくり～

令和8年度予算について、歳入は、賃金上昇の影響などにより個人町民税の増収を見込む一方、固定資産税は償却資産の経年減価により減収を見込んでいます。
また、町税以外では、(仮称)屋内遊び場の整備で国庫補助金が大幅増となっております。
歳出は、限られた財源の中で国県からの補助金や交付金なども活用しながら、選択と集中の考えのもと、蓮野地区多目的屋内運動場の大規模改修による(仮称)屋内遊び場の整備や高齢者タクシー助成の拡充など、「子ども」、「福祉」、「未来」への投資につながる各種事業経費を確保し、町民の幸福度を高め、笑顔あふれるまちづくりに向けた予算を編成しました。
令和8年度の主な事業(新規・拡充など)についてお知らせします。

子どもへの投資

新規 小学校給食費 完全無償化

5028万円
※うち国県補助 4633万円
令和8年4月からの給食費完全無償化に向け、国・県からの交付金に加え、実際の給食費との差額分395万円を町が負担することで、小学校の学校給食費の保護者負担ゼロを実現します。

継続 第3子以降の 給食費を全額支援

240万円
通園している3歳児から中学生までの子を3人以上養育する保護者に対して第3子以降の給食費の全額支援を行います。

継続 幼・中は給食費 支援を継続

276万円
食料費の高騰により値上げが続く給食費について、無償化となる小学校を除く、町立

幼稚園および中学校の給食費の値上げ分を引き続き町が支援することで、保護者の負担軽減を図ります。

継続 私立認定こども園 への支援

1760万円
建設時のウッドショック、その後の原油高の影響を受けた物価高騰による園の運営経費の増加などに対し、充実した乳幼児の教育・保育環境を維持するため、保護者の負担軽減策として財政支援を行います。

新規 出産費用 自己負担分を助成

500万円
出産費用が医療保険から支給される出産育児一時金を上回り、自己負担をした場合、5万円を上限に助成を行います。

拡充 産後ケア 助成額を拡充

93万円
※うち国県補助 67万円
出産後のお母さんと赤ちゃんが医療機関などに宿泊して

産後ケアを利用する場合の助成額を1日1万5千円から2万1千円に増額します。

また、町の新たな事業として赤ちゃんが双子などの多胎児で、産後ケアの利用により加算料金が発生する場合には、最大で訪問型が1時間3千円、通所型1日3千円、宿泊型1日5千円を助成します。

※2月27日に発行した広報号外で左記のとおり誤りがありました。
誤「訪問型が1時間1500円」
正「訪問型が1時間3千円」
お詫びして訂正申し上げます。

継続 0・1・2歳児の 保育料減免を継続

2235万円
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0・1・2歳児の保育料の半額支援を継続して行います。

新規 どんぐり保育園 3〜5歳児受入れで 増築補助

1億5391万円
※うち国県補助 1億260万円
みんなの森どんぐり保育園で令和9年4月から3〜

5歳児の受け入れ拡大を行うため、増築整備工事に係る費用の補助を行います。

継続 休日保育を実施

425万円
※うち国県補助 299万円
保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育できない子どもを対象に、みんなの森どんぐり保育園で休日保育を実施します。

継続 病児・病後児保育を 継続

1225万円
※うち国県補助 816万円
保護者の就労などにより、病児または病後児を家庭で保育できない場合に、新潟聖籠病院内で一時的な保育を実施します。

新規 乳児などの通園支援を 開始

39万円
※うち国県補助 34万円
保育所などに通っていない0歳6か月から2歳までの子どもを対象に、保護者の就労

要件や理由などを問わず時間単位で柔軟に保育所などを利用できる新たな通園制度を実施します。

拡充 就学援助費の拡充 修学旅行費全額支給

2015万円
※うち国県補助 62万円
経済的に困りご家庭への就学援助について、修学旅行費の上限額を撤廃し、全額支給します。

継続 障がい児保育を支援

1320万円
障がい児の福祉向上を図るため、介助を必要とする園児に対し、私立園が保育士または介助職員などを配置した場合、園に対して人件費相当額を補助します。

継続 介助員の配置

9060万円
幼・小・中学校において、担任一人では手が届かない個別のニーズに対し、学習と生活の質を保障するために介助員を配置します。

継続 放課後の安全安心 充実した居場所づくり

1259万円
※うち国県補助 288万円
子どもが安全で安心して利用できる放課後の居場所として、小学校内に放課後子ども教室を設置し、学習指導者および統括コーディネーターなどを配置します。

拡充 外国語教育の充実

1230万円
英語指導助手2名体制の継続と、中学2年生を対象としていたA I英会話システムのうち、音読プレゼン練習機能を全学年に拡充します。
また、英語によるコミュニケーションへの意欲を高め、英国文化を体験できる「ブリティッシュヒルズ」でのイングリッシュキャンプを継続します。

拡充 小中学生検定料 全額補助へ

54万円
小中学生の英語・漢字・算数・数学検定の検定料を半

額補助から全額補助とし、家庭の経済負担を解消することで、費用を気にせず子どもたちが自らの可能性に挑戦できる環境を整備します。

継続 学古堂 コース別学習の継続

103万円
※うち国県補助 8万円
自学自習、英語基礎定着、数学科対策、検定チャレンジなど目的に合わせてコース別に学習ができ、分からないことを気軽に質問できる学古堂を継続します。

継続 登下校支援

2529万円
遠距離から通う小学生の登下校のバス運行と中学生の冬季間のバス運行を継続します。

新規 スクールバス入替

2500万円
小学生の遠距離通学用のスクールバス1台を老朽化に伴い入れ替えます。

産後ケアを利用する場合の助成額を1日1万5千円から2万1千円に増額します。

また、町の新たな事業として赤ちゃんが双子などの多胎児で、産後ケアの利用により加算料金が発生する場合には、最大で訪問型が1時間3千円、通所型1日3千円、宿泊型1日5千円を助成します。

※2月27日に発行した広報号外で左記のとおり誤りがありました。
誤「訪問型が1時間1500円」
正「訪問型が1時間3千円」
お詫びして訂正申し上げます。

継続 0・1・2歳児の 保育料減免を継続

2235万円
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、0・1・2歳児の保育料の半額支援を継続して行います。

新規 どんぐり保育園 3〜5歳児受入れで 増築補助

1億5391万円
※うち国県補助 1億260万円
みんなの森どんぐり保育園で令和9年4月から3〜

5歳児の受け入れ拡大を行うため、増築整備工事に係る費用の補助を行います。

継続 休日保育を実施

425万円
※うち国県補助 299万円
保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育できない子どもを対象に、みんなの森どんぐり保育園で休日保育を実施します。

継続 病児・病後児保育を 継続

1225万円
※うち国県補助 816万円
保護者の就労などにより、病児または病後児を家庭で保育できない場合に、新潟聖籠病院内で一時的な保育を実施します。

新規 乳児などの通園支援を 開始

39万円
※うち国県補助 34万円
保育所などに通っていない0歳6か月から2歳までの子どもを対象に、保護者の就労

継続 水泳技能向上へ 小学校プール委託継続

1411万円
小学校の水泳授業の民間委託を継続実施し、水泳のプロの指導による児童の水泳技能向上、屋内プールでの安定した授業実施、また、教員のプール維持管理業務の負担軽減を図ります。

継続 中学校部活動の 地域展開

768万円
※うち国県補助 246万円
中学校部活動の段階的な地域展開を目指し、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ活動の機会を確保します。

福祉への投資

拡充 高齢者タクシー 助成券増額・交付枚 数は最大48枚に

1883万円
75歳以上の運転免許を保有

していない方への移動支援であるタクシー利用助成券について、タクシー運賃の値上に伴い、券単価を700円から800円に、交付枚数は年間最大36枚から48枚に拡充します。

拡充 福祉タクシー 利用助成などを拡充

689万円
障がいのある方に交付する福祉タクシー利用助成券と自動車燃料助成券の1枚あたりの助成額を700円から800円に増額します。
また、交付枚数もタクシー利用助成券は年間最大36枚から48枚へ、自動車燃料助成券は年間最大18枚から24枚に拡充します。

拡充 75歳以上の人間ドック 助成を拡充

90万円
町民の健康維持・増進を図るため、75歳以上の方と、障がいを持つ65歳以上の後期高齢者医療制度加入者が人間ドックを受診する場合の助成額を1万円から1万8千円に拡充します。

「子どもへ」「福祉へ」「未来へ」 ～幸福度を高め、笑顔あふれるまちづくり～

継続
長寿を応援 給付金を支給
2211万円

長寿を祝い、高齢者がその人らしくいきいきと暮らせるよう、70歳以上の方へ給付金を支給します。

新規
聖海荘deぼかぼか 健康教室をスタート
43万円

※うち国県など補助28万円

高齢者の新たな活動の場のひとつとして、毎月、聖海荘で理学療法士の指導のもと、せいらう元気アップ体操(※)を通じて健康運動教室を実施し、高齢者の運動の習慣化とフレイル予防を促進します。

※理学療法士監督による町オリジナルの体操

拡充
パワーアップ教室の定員拡大
219万円

※うち国県など補助141万円

運動、栄養指導、口腔ケアに関するプログラムを3カ月間の短期集中で行うパワーアップ教室の定員を、6人から10人に拡大

継続
別條1号線・寺島 網代浜線を改良・舗装
5518万円

※うち国県補助3697万円

別條1号線と寺島網代浜線(寺島地内)の道路改良・舗装工事などを実施します。

新規
農業経営安定化 収入保険加入を支援
200万円

異常気象や物価高騰など、農業者の様々なリスクから経営の安定を図るため、収入保険加入に係る保険料(保険料+付加保険料)の2分の1(上限10万円を2年間)を支援し、保険加入の促進を図ります。

拡充
雨除けハウス 更新補助率一律40%に 更新補助率
562万円

※うち国県補助242万円

雨除けハウス更新に係る補助率について、これまでは農業者の状況により30%と40%の二つのパターンがありましたが、一律40%とすることで農業者の営農継続への支援を行います。

新規
消雪井戸設置 網代浜居浦浜山線
3805万円

※うち国県補助1560万円

網代浜居浦浜山線に消雪井戸を設置します。

継続
藤寄・正庵地区の配水管を耐震管に
5154万円

老朽化した上水道の配水管を地震に強い耐震管に入れ替えます。



聖海荘での体操活動の様子

新規
認知症初期 集中支援チーム配置
9万円

※うち国県補助6万円

認知症が疑われる方やその家族へ支援を行う「認知症初期集中支援チーム(認知症専門医、医療・介護専門職で構成)」を配置することで、早期の判断と早期対応に向けた訪問活動や助言を行います。

拡充
リハビリ専門職が 高齢者健康づくり支援
54万円

※うち国県など補助34万円

リハビリテーションなどの専門職と連携して、自主的に体操を行う団体の活動支援やパワーアップ教室卒業者の体力確認に

継続
小学校体育館に 冷暖房設備を設置
2億6357万円

※うち国県補助1億2900万円

小学校体育館での授業やイベント時における熱中症対策を含めた環境整備と、避難所機能の強化を目的として、各小学校の体育館に冷暖房設備を設置します。

新規
リチウムイオン電池 などの収集開始
10万円

リチウムイオン電池を始めとする小型充電式電池およびそれらが使用された小型家電製品の収集を開始します。町民会館および亀代地区多目的屋内運動場に収集容器を設置します。

新規
防犯灯LED化へ
134万円

温室効果ガスの排出抑制と電気料金の削減を図るため、町管理の防犯灯を令和8年度からLED化します。

※集落管理の防犯灯のLED化は、今後、集落区長と相談して進めます。

継続
在宅介護 介護者に手当支給
510万円

在宅介護費用の負担軽減として、要介護度3以上の方と同居し介護をされている方に介護者手当を支給します。

継続
未来への投資
8億1766万円

※うち国県補助4億298万円

(仮称)屋内遊び場整備 9年度オープンへ

故障によりエアコンが無くなった場合の買い替えも対象となるよう拡充します。

加え、定期的に聖海荘で講座を開催することで、高齢者の健康づくりを支援します。

※うち国県など補助718万円

いきいき健康体操(指導者の派遣)、らくらく教室・男の運動教室、聖海荘deお茶の間(聖海荘の無料開放)など高齢者の長寿を支援する様々な事業を実施します。

継続
在宅介護 介護者に手当支給
510万円

在宅介護費用の負担軽減として、要介護度3以上の方と同居し介護をされている方に介護者手当を支給します。

拡充
非課税世帯のエアコン 設置助成を拡充
100万円

在宅時の熱中症予防のためにエアコンの無い非課税世帯を対象としていた設置助成制度を、

更新
除雪車購入
4699万円

※うち国県補助2793万円

老朽化した除雪ドーザーと小形除雪車を購入します。

拡充
東山団地新規入居者 にエアコンなど設置
1566万円

入居者の快適な居住環境を確保するため、共用部照明のLED化と新規入居者に対してエアコンなどの設置を行います。

新規
その他の事業
9068万円

※うち国県補助7539万円

物価高騰による町民生活の負担軽減と、町内における消費を喚起することで事業者を支援するため、ハッピーチケット町民一人5千円(食料品支援特別加算含む)、子ども加算一人5千円を4月中旬頃に配付します。

新規
物価高騰対策 小規模事業者などを支援
4000万円

※うち国県補助1000万円

物価高騰の影響を受けた町内小規模事業者などの支援を行います。補助金の支給要件は、令和7年と令和6年の一年間の比較で売上高が減少していること、燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合計が増加していること、このいずれかの要件を満たした場合に個人事業主は10万円、法人は20万円を支給します。農業者については、耕作面積10アール当たり1万円、小規模事業者同様個人は限度額10万円、法人は20万円を限度に支給します。

活用が可能な施設となります。

継続
暮らし応援事業
5000万円

地元経済支援と人口増加策としての移住子育て支援など総合的な施策として、住宅取得リフォーム、空き家の活用などがされる方に補助を行います。

新規
避難生活環境改善へ
858万円

※うち国県補助429万円

避難生活環境を改善するため、暑さ・寒さ対策に係るスポットクーラーやジェットヒーター、ブライバシー確保としてのテント式パーティションなどの防災資機材を購入します。平時は防災訓練や小中学校の防災教育に活用することで防災力向上を図ります。

また、町外からの利用者も多く見込まれることから、町の玄関口として町のPRや特産品の紹介、販売、観光施設への誘導など、町の活性化にもつながる多目的な



令和9年度のオープンを目指す(仮称)屋内遊び場イメージ図

お問い合わせ 役場総合政策課 財政係(内線262)

3月議会 施政方針と主な提案をお知らせします

聖籠町暮らし応援事業

町内住宅関連事業者の振興と地域経済の活性化および子育てや転入(Uターン)・若者世帯の定住対策ならびに空き家対策を推進するため、そこに居住することを条件に、住宅取得(新築・建売・中古)事業、住宅リフォーム事業、非居住用建物改修等事業の3つに関する費用などを支援してまいりました。

住宅取得事業、住宅リフォーム事業については、子育て世帯、転入世帯、若者世帯、空き家活用に該当する場合の補助率の加算も設けており、5年間で1122件、事業費総額95億560万1千円、補助金総額2億2636万7千円と、多くの方より活用いただいております。また、本事業については、町商工会をはじめとした多数の方から継続要望をいただいているところでもあり、引き続き本事業を継続したいと考えております。

ざぶーン館

ざぶーン館の入館者数については、コロナ禍以降順調に回復をしており、令和6年度は15万623人を記録し、令和7年度も前年度を上回る入館者数で推移しております。令和8年4月からは、ホテルの料金改定を予定していることから、入館者数の増加と合わせて更なる利益の増加を期待しているところであります。また、令和8年度はざぶーン館温泉棟において、給湯配管とサウナ室の全面改修に係る費用を予算計上しております。特にサウナに関しては、利用者から好評を得ている設備でもありますので、リニューアル後のざぶーン館の魅力を広く周知し、新たな利用者の獲得に繋げることができるよう、営業活動の強化に向けた取組などについて指定管理者である(株)聖籠の杜と協議を行ってまいります。

マイナンバーカード更新手続き

マイナンバーカードを発行してから5年経過時点で電子証明書の更新手続きが必要となり、令和8年度と令和9年度に更新対象者が集中するため、町民課窓口での待ち時間が長くなることが想定されております。

そのため、聖籠郵便局と亀代郵便局においてもマイナンバーカードの申請や電子証明書の更新が行えるよう契約を締結し、窓口の混雑の緩和および町民の利便性の向上を図ってまいります。

子どもたちが 安全で安心できる環境整備

幼稚園や小中学校施設の経年劣化などに対応するための改修として、蓮野小学校では非常用放送設備更新工事、山倉小学校では体育館用具室出入口の改修工事、亀代小学校ではフェンス改修工事、聖籠中学校では防災監視盤更新工事、教室棟2階の換気塔窓の修繕工事、高圧受電設備の改修工事、せいろう幼稚園ではすべり台の入替工事などを予定しております。

また、3小学校の会議室にエアコンを設置し、各種相談時の環境整備にも努めてまいりたいと考えております。

なお、今ほど申し上げた工事以外にも、学校施設環境改善交付金を活用し、児童の熱中症対策や避難所機能の強化を目的として各小学校の屋内運動場(体育館)に空調設備を設置する工事を行ってまいります。当該事業に関する予算は、本定例会に予算を計上し、ご審議いただくこととなりますが、令和8年度に繰越をして実施する予定であります。

3月議会に提案した主な内容

●主な補正予算 歳出

名称	補正予算計上額	概要
小学校 改修工事	2億6357万円 ※うち国費1億2900万円	小学校体育館での授業やイベント時における熱中症対策を含めた環境整備と、避難所機能の強化を目的として、各小学校の体育館に冷暖房設備を設置します。
防災用 備品購入費	858万円 ※うち国費429万円	避難生活環境を改善するため、暑さ・寒さ対策に係るスポットクーラーやジェットヒーター、プライバシー確保としてのテント式パーティションなどの防災資機材を購入します。平時は防災訓練や小中学校の防災教育に活用することで防災力向上を図ります。

選挙の日程が決まりました

任期満了に伴う聖籠町長選挙の日程が、3月2日(月)に開催された聖籠町選挙管理委員会で、次のとおり決定されました。

告示日 8月18日(火)

投票日 8月23日(日)

●投票できる人

平成20年8月24日以前に出生し、令和8年5月17日(日)以前から引き続き聖籠町の住民基本台帳に登録されている人。

※詳しくは7月に発行予定の選挙特報でお知らせします。

投票立会人を募集します

聖籠町選挙管理委員会では、投票所における投票立会人の公募を行います。

応募いただいた方で、登録要件を満たした方は、立会人名簿に登録され、今後行われる選挙の際に登録された方の中から、投票立会人を選任します。

■投票立会人のしごと

投票立会人とは、投票所において投票および投票事務が公正に行われているかどうか確認する人です。なお、投票立会人の主な仕事として以下のものがあります。

- ・投票所の開閉の確認
- ・最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認
- ・投票する方が投票所に入場してから退場するまでの確認(投票用紙を間違いなく投票箱に入れたか など)
- ・投票箱の閉鎖の確認 ・投票録への署名と捺印 ・投票箱を開票所へ送致

■応募資格 選挙権を有すること

■募集期間 随時募集

■立会を行う場所や時間などについて

立会場所	町内の各投票所
立会日	各選挙の投票日当日
立会時間	午前7時から午後8時まで(30分前には投票所にお越しく下さい。)
立会人数	1投票所あたり3名
報酬	1回につき1万2400円(この額から所得税を差し引いた額をお支払いします。)
その他	・交通費は支給しません。 ・源泉徴収票をお送りするためにマイナンバーが確認できる書類をご用意いただく必要があります。 ・当日の食事の手配は、投票所の職員から立会日前にご連絡します。 ・報酬については、立会い後、ご指定のご本人様の口座へ振り込みます。

■応募方法

「投票立会人登録申込書兼受付簿」に必要事項ご記入のうえ、聖籠町選挙管理委員会にメール、郵送または窓口にてご提出いただくか、お電話よりお申し込みください。

■提出先

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4 聖籠町選挙管理委員会 宛

メールでの提出先 soumu@town.seiro.niigata.jp

電話によるお申し込み ☎27-2111

※「投票立会人登録申込書兼受付簿」は選挙管理委員会(聖籠町役場総務課内)

窓口でご請求いただくか、町ホームページからダウンロードください。

詳しくは町ホームページに掲載する「聖籠町投票立会人公募要領」をご確認ください。



町ホームページ
はこちら

お問い合わせ 聖籠町選挙管理委員会(総務課) (内線221)

中学校部活動の地域展開

～中学校部活動はどう変わるのか～

中学校部活動の地域展開とは、国の方針に則り、全国的に取り組みが進められているもので、これまで学校が主体となっていた部活動を、新たに地域の皆さまが主体となって活動する地域スポーツクラブや文化クラブ活動など、地域全体に広げていくことを言います。

これまで部活動は、教員の休日も含めた長時間勤務の下に成り立っていました。

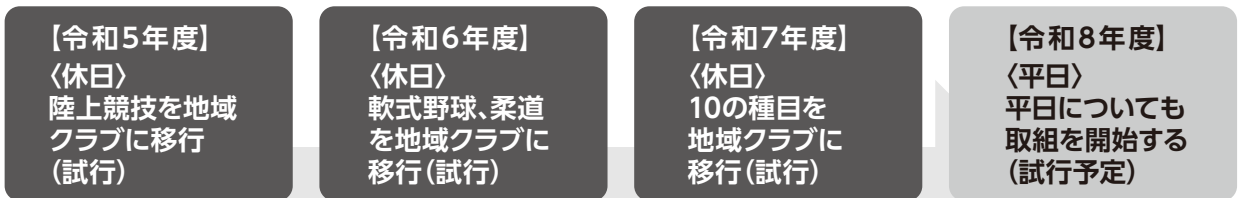
中学校部活動の地域展開は、地域の皆さまから様々な形で協力を得ながら、多様なスポーツ・文化活動の機会を、将来にわたって確保していくことを目的の一つとしています。

国では、休日について令和10年度までに、平日については令和13年度までに、中学校部活動を廃止する方針としています。

町でも、令和5年度以降、中学校部活動の地域展開に取り組んでおり、10の種目で地域クラブを創設し、令和7年度までに、休日については部活動の活動を停止し、地域クラブとしての活動を試行しています。

持続可能な形で安定的・継続的にスポーツ・文化活動の機会を確保できるよう、引き続き、中学校部活動の地域展開を進めていきます。

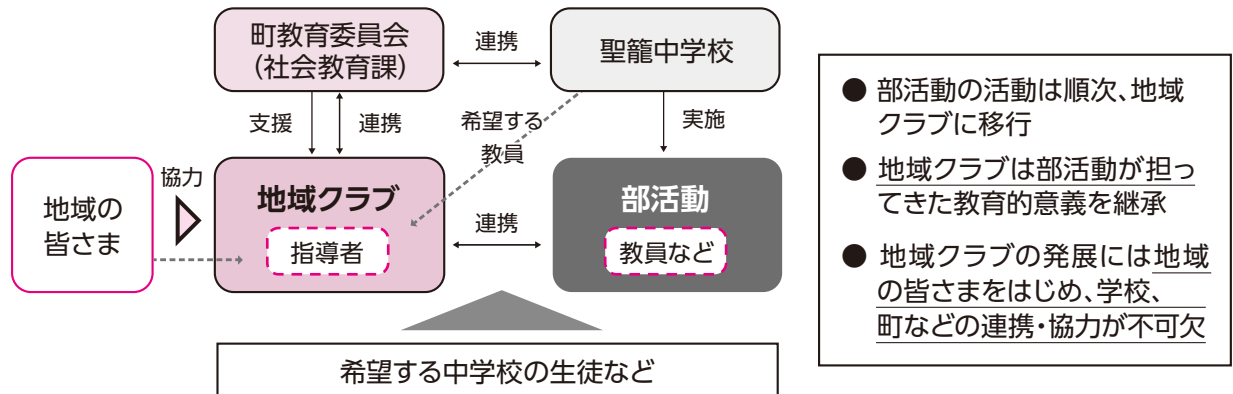
①町における中学校部活動の地域展開の経過



※試行とは..

中学校部活動の地域展開は、全国的にも検討段階にあり、実施方法などは確立されていません。こういった形が町にとって適切かを検証するため、地域クラブ活動を試行的に進めています。地域クラブ活動の運営には、参加される皆さまからの参加費が必要になりますが、試行段階では国の補助金などを活用し、町の負担で実施しています。

②地域クラブの位置付け



③部活動と地域クラブの違い

	部活動	地域クラブ
運営主体	中学校	町教育委員会
実施主体	中学校	地域クラブ
指導者	教員、部活動指導員	地域の指導者※
参加者	中学校の生徒	多様
活動内容	学校が選択したもの	多様
活動場所	中学校など	"中学校を中心に様々な場所で"

※希望する教員を含む

部活動の地域展開で、こんな可能性が広がります

- 💡 持続可能なスポーツ・文化活動の機会の確保
- 💡 専門的な指導が受けられる
- 💡 多様な世代の人との交流の機会

お問い合わせ 社会教育課(町町民会館内) ☎27-2121

聖籠町・新潟縣信用組合・商工会 官民連携による創業支援事業がスタートしました

聖籠町と新潟縣信用組合は、令和5年3月に包括連携協定を締結し、町民サービスの向上、地域の活性化などに取組んできましたが、この包括連携協定を基とした、官民連携による創業支援事業がスタートしました。2月24日(火)には、事業開始のキックオフセレモニーが開催され、西脇町長、新潟縣信用組合赤川理事長、聖籠町商工会栗原会長をはじめ、関係職員が出席しました。

◆官民連携による創業支援事業の概要◆ けんしん聖籠支店で相談できます！

支援内容	中小企業診断士(外部専門家)による経営相談サービス「けんしんビジネスパートナーシップ(KBP)」を無償で利用できます。 ※新潟縣信用組合が、中小企業診断士訪問2回分費用4万円+消費税+交通費を全額支援。
対象	聖籠町で事業を創業する方で、「聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金」を利用かつ新潟縣信用組合で当該創業に係る創業関連融資のお申し込みを行い、借り入れを実行した方。
事業の特徴	聖籠町・新潟縣信用組合に加え、聖籠町商工会とも連携しながら事業を展開します。 新潟縣信用組合と市町村との連携事業に商工会も参加する取組は県内初です！



▲左から西脇町長、新潟縣信用組合 赤川理事長、聖籠町商工会 栗原会長

西脇町長コメント

官民連携による支援は、町の創業支援をさらに後押しする非常にありがたい取組で、新潟縣信用組合と商工会の間で協力の覚書が結ばれたことを町としても大変嬉しく思っています。引き続き、町の地場産業である商工業の発展に新潟縣信用組合様からもご尽力賜れば大変ありがたく、そのことによって地元の商工会もさらに活性化、発展していくと期待しています。

新潟縣信用組合 赤川理事長コメント

事業者の経営支援や地域振興にお互いに力を合わせて取り組むことによって、聖籠町がさらに飛躍活性化し、地域の共生力強化につながるお手伝いができればと考えています。これからも信用組合としての使命である共助の精神で地域社会の持続的発展に貢献し、聖籠町の力になる取組を積極的に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

聖籠町商工会 栗原会長コメント

聖籠町と新潟縣信用組合の連携に聖籠町商工会が加わり、三者が一体となって地域の創業を支えていく体制が整ったことを心強く感じています。金融機関の支援力と専門家の専門性が加わることで、創業支援の幅がさらに広がり、より実効性の高い支援が可能になると考えています。創業者が地域に根付き、事業を継続し、雇用や賑わいの創出へと繋がる好循環を三者連携の下で生み出していきたいと思っています。

他団体との連携に関するお問い合わせ 役場総合政策課 政策係 (内線261)

官民連携による創業支援事業に関するお問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係(内線122)

「聖籠町災害ハザードマップ」を改定しました

町はこの度、令和2年3月の改定以来6年振りに、聖籠町災害ハザードマップを改定しました。

このハザードマップは、自助や共助が機能的に効果を発揮するために、町民の皆さまが災害に備えるための必要な知識や、お住まいの地域の災害リスクなどを記載しています。

また、今回は従来の冊子版と併せて、災害リスクが一目で見て分かるように、大判(A1)ハザードマップも作成しました。

各世帯への配布は4月下旬を予定しています。

新しいハザードマップを有効に活用し、いざという時の行動などを各ご家庭や地域で話し合い、災害への備えを進めましょう。



災害への備えとして、新潟県公式「避難所アプリ」をダウンロードしましょう

町では、地震や大雨などの災害時に、迅速にきめ細かく避難者を支援するため、新潟県と県内市町村と共同で「避難所アプリ」を導入しました。

あらかじめご自身やご家族の情報をアプリに登録しておく、避難所の受付がスムーズにできます。また、在宅避難や車中泊などの避難所以外に避難した場合でも、自治体の支援情報を受け取ることができます。

災害時に備え、平時からダウンロードして、情報登録をお願いします。

アプリダウンロード用QRコード



iOS



Android

「災害用トイレトレーラー」を導入

町は、災害時の大きな課題となるトイレ環境の改善を目的に、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用し、災害用トイレトレーラーを導入しました。

これにより、地震などの災害時、水道や下水道が使えない状況になっても、避難所における快適なトイレ環境を維持できることとなりました。

平時は、防災訓練や各種イベント、小中学校の防災授業などでの活用により、町民の防災意識と防災力の向上に繋げて参ります。

また、このトイレトレーラーを導入している全国自治体のネットワークにより、互いに助け合える関係を築き、町が被災した際には全国から支援を受け、また、各地で災害が発生した際には、町のトイレトレーラーを届けて被災地支援に当たります。



左側面



右側面

【主な仕様】

○男性用1室、女性用1室、多目的トイレ(リフト付き)1室 ○タンク容量1,200~1,500回分(約300人の1日分)

お問い合わせ 役場生活環境課 地域安全係(内線285)

「災害語り部講演会・災害ボランティア活動セミナー」を開催

2月1日(日)、町民会館小ホールで、「災害語り部講演会・災害ボランティア活動セミナー」を聖籠町社会福祉協議会との共催により開催し、町内外から約70人が参加しました。

第1部では、(一社)南三陸ひとtomoniiの吉田千春氏から、東日本大震災を経験した生の声として、災害の厳しい現実と発生する様々な問題と課題への取り組みや、日頃の便利さに頼り切らず、災害を自分事として真に生き抜く力を備えておくことの大切さ、そして地域の繋がりと信頼関係をもとに、ムリとムダのない計画づくりや、楽しめる防災訓練の企画など、地域の防災力向上に大変参考となるご講演をいただきました。

第2部では、新潟災害ボランティアネットワーク理事長の李仁鉄氏から、能登半島地震など被災地の実態を踏まえ、力や体力が無いと参加できないイメージが強いボランティア活動も、実は被災者に寄り添って話相手や困りごとの代弁者、食事の支援や子守など、力や体力がなくとも被災者が求めている様々な活動があることをご紹介いただき、ボランティア活動をととても身近に感じていただくセミナーとなりました。

今年度も、防災への新たな気づきや地域の防災力向上に繋がる講演会を予定していますので、ぜひご参加ください。



【第1部】「高齢化地域における地区防災計画」
一般社団法人 南三陸ひとtomonii
吉田 千春 氏



【第2部】「あなたにもできる、災害「時の」ボランティア活動
～力仕事だけじゃない意外な支援活動」
新潟災害ボランティアネットワーク 李 仁鉄 氏

聖籠町パートナーシップ制度 ～令和8年4月1日受付開始～

制度の概要

「聖籠町パートナーシップ制度」は、双方またはいずれか一方が※性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップ関係にあることについて町へ届出を行い、町は届出受領証などを交付して、届出があったことを証明する制度です。

この制度により、性に関する多様性を多くの方が認識し、理解を深めるとともに、性的マイノリティの方が抱える生活上の困りごとの軽減など、誰もが自分らしく暮らすことのできる聖籠町の実現につなげていきます。

※性的マイノリティ：性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向)が異性に限らない方またはジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識)が出生時に判定された性と一致しない方などをいいます。

届出受領証明書や携帯用カード

町は、届出を受領したことを証明する「聖籠町パートナーシップ届出受領証明書」と「聖籠町パートナーシップ届出受領証明書携帯用カード」を交付します。

【携帯用カードイメージ】 ※希望により、生計を一にする三親等内の親族の氏名と生年月日の記載も可能です。

(表)

聖籠町パートナーシップ届出受領証明書 携帯用カード	
聖籠町パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受領しました。	
届出者 _____	届出者 _____
年 月 日生	年 月 日生
交付番号 第 _____ 号	
交付日 年 月 日	
聖籠町長	

(裏)

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において継続的に協力し合うことに合意したお二人からの届出を聖籠町が受領したことを証明するものです。制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただきますようお願いいたします。
本制度利用者のプライバシー保護について配慮をお願いします。

生計を一にする三親等の親族の氏名

氏名 _____ (年 月 日生)
氏名 _____ (年 月 日生)
氏名 _____ (年 月 日生)
氏名 _____ (年 月 日生)

特記事項

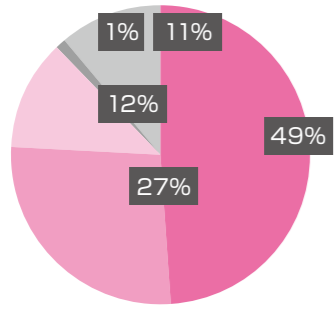
詳しい手続きや制度は
聖籠町ホームページ
をご覧ください



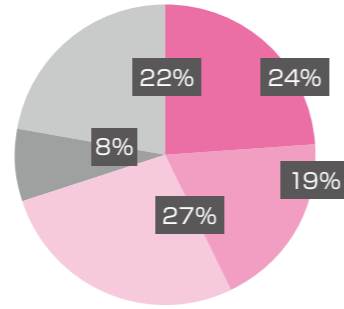
お問い合わせ 役場町民課 町民サービス係 (内線111・114)

問 開設期間中に何回くらい利用しましたか。(網代浜海水浴場を利用したことがあると回答した方)

(保護者向け)



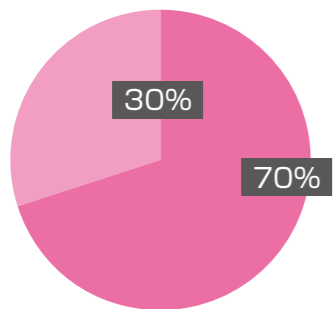
(一般向け)



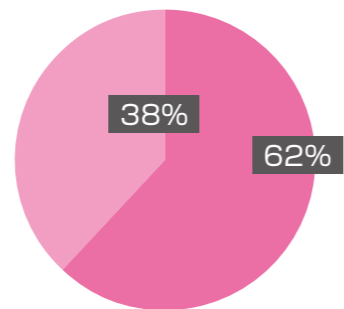
■1回 ■2回 ■3回 ■4回 ■5回以上

問 今後(来年度以降)どのように網代浜海水浴場を運営すると良いと思いますか。

(保護者向け)



(一般向け)



■今まで通り開設してほしい ■開設しなくてよい

○網代浜海水浴場の今後の在り方に関する意見書(要旨)

令和8年度以降の開設の要否

入込客数は年々減少してきており、開設に要する経費についても物価高騰や人件費の増加などにより増加傾向にあることから、海水浴場開設による地元経済の活性化などへの効果は限定的である。

しかしながら、アンケート結果において、引き続き開設してほしいという意見が多くみられたことを踏まえると、海水浴場を開設することは、町民が求める町民サービスのひとつであるととらえることもできる。本委員会としては、令和8年度以降も引き続き網代浜海水浴場を開設していくべきであると考えている。

開設経費の見直し

海水浴場開設にあたっては、開設経費の削減などの見直しが必要である。ただし、経費の見直しは安全安心に配慮しつつ慎重に行うべきである。

開設期間の短縮

利用回数が1回、2回という方が多く、開設期間を短縮し、費用対効果を上げることも可能と考えられる。

アンケートで得られた意見などについて検討

アンケートにおける意見などについても検討を行うとともに、利用者に安心して海水浴を楽しんでもらえるよう引き続き周知に努め、適切な開設期間および経費については十分に検討すること。

検討委員会の議事要旨や、アンケート結果の詳細は、町ホームページで公開しています。

お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係(内線121)

網代浜海水浴場の今後の在り方に関する意見書が提出されました

町では、例年7月中旬から8月中旬まで網代浜海水浴場を開設していますが、近年、海水浴客数が減少傾向にある中で費用対効果など様々な課題がありました。そこで海水浴場開設の要否も含めた今後の在り方について検討委員会を立ち上げ、町民アンケートも含めて議論いただきました。

2月18日(水)、検討委員会の犬飼直之会長から意見書が提出されましたので、その概要についてお知らせします。町としましては、この意見書の内容を尊重しながら、引き続き安全安心な海水浴場の運営に努めてまいります。

○網代浜海水浴場の利用状況と今後の運営についてのアンケート結果(概要)

網代浜海水浴場の開設に関する様々な意見を聴くため、アンケートを実施しました。

対象は、幼稚園・保育園・小中学校の保護者および町民全般であり、それぞれ、「保護者向け」、「一般向け」としてウェブアンケートを実施しました。

1. 実施期間(共通)

令和7年8月29日(金)から令和7年9月30日(火)まで

2. 実施方法など

①保護者向けアンケート

【対象者】町内こども園・幼稚園、小中学校の保護者

【回答者数(対象者数)】345人(1549人※)

【回答率】22.27% ※対象者は家庭数でカウント

②一般向けアンケート

【対象者】全町民

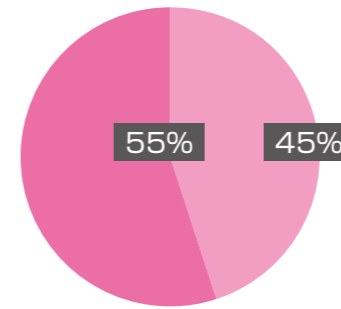
【回答者数】106人

【回答率】-



問 令和5~7年度の3年間で、開設期間中に網代浜海水浴場を利用したことはありますか。

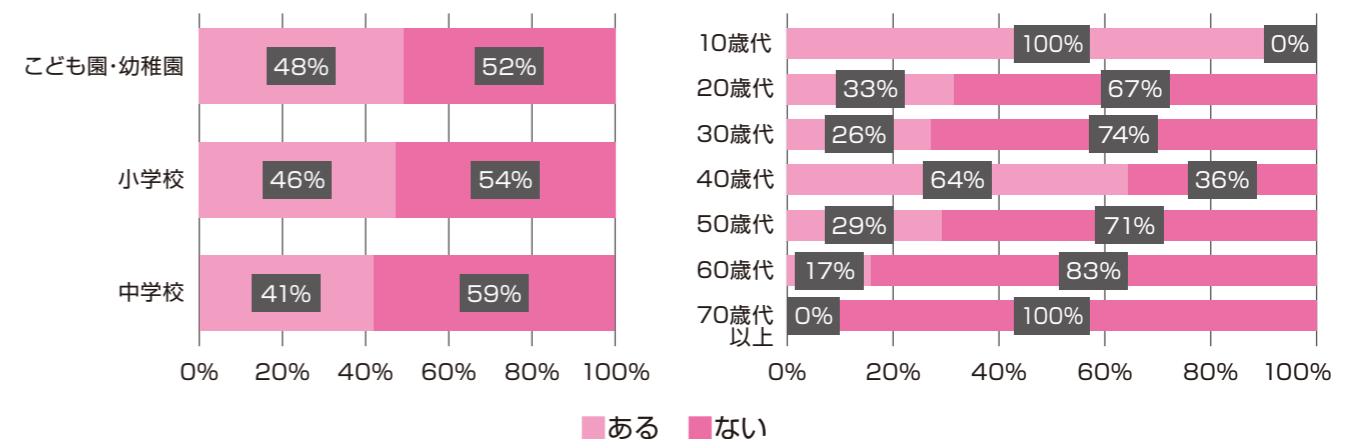
(保護者向け)



(一般向け)



■ある ■ない



■ある ■ない

リチウムイオン電池などの 収集を開始します。

令和8年4月1日(水)から、リチウムイオン電池などの小型充電式電池やそれらが使用された家電製品の収集を開始します。ルールを守って収集拠点に出していただくをお願いします。



●出せるもの

小型充電式電池単体	小型充電式電池使用製品
<p>リチウムイオン</p>	モバイルバッテリー 携帯電話・スマートフォン・タブレット 電動歯ブラシ ワイヤレスイヤホン
<p>ニカド電池</p>	電子たばこ 電動シェーバー 携帯ゲーム機
<p>ニッケル水素電池</p>	ハンディ扇風機

※膨張したものでも出すことができます。
 ※上記に無いもので、出したいものがあるときは聖籠町役場生活環境課にご相談ください。

●出し方

1. 出す前の準備

発火を防止するため、以下の作業を必ず行ってください。

- 電池の端子(金属の部分)にビニルテープやセロハンテープを貼って絶縁してください。
- 完全に放電させてください。(電池残量が0の状態にしてください)



2. 出せる場所

下記の施設に置かれているペール缶に入れてください。

施設名	開館時間	休館日
町民会館	午前8時30分～午後9時30分	毎週月曜日 (当日が祝日の場合はその翌日) 12月28日～翌年1月3日
亀代地区多目的屋内運動場	午前9時～午後9時30分	

※小型充電式電池のお問い合わせは上記施設ではなく、役場生活環境課までお願いします。

3. 出すときの注意点

- ペール缶に入れるときは投げ入れず、優しく入れてください。
- 電池が取り外せる小型家電は必ず取り外して、電池のみを出してください。取り外した後の家電は「燃えないごみ」になります。取り外すのが難しいものはそのまま出してください。(無理やり取り外すことは絶対にしないでください。)



詳しくは「ごみの出し方辞典(令和8年4月改訂版)」をご覧ください。ご協力よろしくお願いします。



3月一般号の訂正とお詫び

広報せいろう3月号14ページに掲載した、ノートパソコンの処分方法について、下記のとおり誤りがありました。
 誤「電池を外して「燃えないごみ」に出す。」 正「電池を外さずに、メーカーに回収を依頼する。」
 ※詳細は「ごみの出し方辞典」15ページをご覧ください。お詫びして訂正申し上げます。

お問い合わせ 役場生活環境課 環境推進係(内線282)



男女共同参画通信 vol.88

4月は「若年層の 性暴力被害予防月間です」

政府では、入学・就職などに伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNSなどの若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしています。

○期間

令和8年4月1日(水)～30日(木)までの1ヶ月間

○主な取組

- 1.ポスター、啓発カードなどの作成・配布
(大学・短大、高校、自治体、各省、関係団体)
- 2.性暴力防止に関する動画の作成
- 3.インターネット、SNS、鉄道広告、図書館などを活用した広報

相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、ゆるされるものではありません。もし、自分が同意していない性的な行為をされたら、それは性暴力です。ひとりで抱え込まずに相談してください。

【性暴力に関する主な相談窓口】

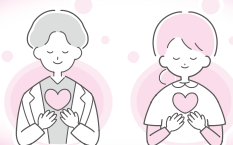
電話の相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	はやくワンストップ #8891
性犯罪被害相談電話(警察)	ハートさん #8103

SNSの相談

Cure time (キュアタイム)	
--------------------	--

※記事は男女共同参画局のホームページおよび「若年層の性暴力被害予防月間」に関するポスターから引用



問 役場総務課 総務管理係
☎27-2111(内線222)

クラスTシャツ発注トラブルを回避しよう

学生の皆さん、進学、進級おめでとうございます。
今回は、お揃いの「クラスTシャツ」を作る時に、
注意してほしいポイントを紹介します。

こんなトラブルが起きています

事例① Tシャツが届かない

学校に置いてあったパンフレットを見て、文化祭で使うクラスTシャツを注文した。事業者とはLINEでやり取りしていたが、当日になってもTシャツが届かず、何度もメッセージを送ったが返事がない。パンフレットには事業者の住所、連絡先の記載がなく、連絡がとれない。



子ども若者サポート情報より

事例② デザインが使えない キャンセルできない

SNSで見つけたショップに、体育祭で使うクラスTシャツを注文した。その後「依頼されたデザインは著作権の関係で使用できないので変更してほしい」と言われた。キャンセルすると「キャンセル不可と記載しているので全額請求する」と言われた。

消費生活



通信

令和 8 年 4 月
vol.186

関 役場町民課
消費生活センター
☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話
いただけると確実です

トラブルを避けるコツ

■事業者の情報をしっかりチェック

- 住所・連絡手段…その住所に事業者が実在するか、地図アプリで検索してみましょう。連絡手段がSNSやメールしかない場合、事例①のように緊急時に連絡が取れないと困ったことになる可能性があります。
- キャンセル条件…原則として利用規約の内容に従うことになります。キャンセルの可否、方法、料金は必ず確認して、その条件を受け入れられるか、よく考えて決めましょう。
- これらの情報がわからない事業者と契約するのはやめておきましょう。WEBサイトの場合、サイトの一番下に「会社概要」「利用規約」「特定商取引法に基づく表記」として記載されていることが多いです。

■知的財産権の侵害に注意

- 既存の作品から着想を得たデザインを使用したい場合は、権利関係(盗用や無断使用に当たらないか)に注意してください。デザインがやり直しになると、納品スケジュールに影響が出てしまう可能性があります。
- 「カタログからスポーツチームのロゴを模したデザインを選んで注文したら、コピー商品と判断されて税関で没収された」というトラブルも起きています。事業者任せにせず、慎重に確認しましょう。

■先生・保護者も一緒に確認を

- クラスTシャツは注意事項の多い取引です。生徒が発注をおこなう場合は、周囲の大人も一緒に確認しながら進めることをお勧めします。
- 18歳以上の生徒は成年なので、未成年者契約取消ができないということも留意してください。



相談受付状況

1月	2件	多重債務、国際電話、光回線、フリマアプリ、特殊詐欺の予兆電話
2月	10件	

新1年生に黄色いランドセルカバー

新発田地区交通安全協会聖籠支部の白井支部長から、町内3小学校の新1年生に“交通安全黄色いランドセルカバー”が贈られました。

子どもたちが安全に登下校できるよう、地域の皆さまの見守りをお願いします。

(黄色いランドセルカバーは、新潟県交通安全協会から毎年いただいております。)



右:蓮野小学校 内山校長先生
左:安全協会聖籠支部 白井支部長



今日も一日交通安全

交通安全に関することは

☎ 役場生活環境課

☎ 27-2111 (内線284)

令和8年度 聖籠町交通安全対策基本方針

2月27日(金)、交通安全対策会議が開催され、聖籠町交通安全基本計画に基づいて協議が行われ、令和8年度聖籠町交通安全対策基本方針が策定されました。

1件でも交通事故が減少し、死者数ゼロとするために、交通安全協会聖籠支部や町母の会など関係機関と協力して交通安全のため活動していきます。



【基本方針重点施策】(抜粋)

交通安全思想の普及・啓発

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
 - ・高齢者の交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・横断歩行者の安全確保
 - ・自転車の安全利用の推進
- 道路環境の整備



聖籠町の
ヒーロー

『交通レンジャー』が園児に呼びかけ

せいろう幼稚園は全園児、聖籠はじめ・ハーモニー・なないろ・ほしぞらこども園の町内4こども園では3・4・5歳児を対象に、防犯と交通安全を劇で呼びかけました。

防犯劇では、一人だけで遊ばないこと、知らない人に声をかけられてもついて行かないことなどを呼びかけました。

交通安全劇では、交通レンジャーが登場し、駐車場などで一人で車から降りないこと、横断歩道は、しっかり止まって“渡るよサイン”の手をあげて渡ることなどを呼びかけました。

教室の終わりには、交通安全メダルが交通レンジャーから手渡され、園児たちは「これからも交通ルールを守ります」と約束してくれました。



防犯劇“いかのおすし”

イカ 知らない人についていかない
の 知らない人の車にのらない
お おおきな声でさけぶ
す すぐにげる
し 家の人などにしらせる

110番の家・土地
地域の見守りの
場所です

4月6日(月)~15日(水)

『春の全国交通安全運動』

4月10日(金)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

町では、山倉小学校付近で登校時の街頭指導を行います。
ご協力をお願いします。

町の交通事故発生状況

区分 年	1月 (うち高齢者数)		
	発生件数	死者数	傷者
令和8年	2 (1)	0	2 (0)
令和7年	1 (0)	0	1 (0)
増減	1 (1)	0	1 (0)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。
掲載内容についての、ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。

総務課

■ 2月17日(火)
令和7年度聖籠町男女共同参画計画策定委員会開催

町では、男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができると男女共同参画社会の実現を目的に「聖籠町男女共同参画計画」を策定し、施策の展開を図っています。

現行の第4次計画は令和5年度から令和9年度の5年間の計画期間としています。
第1回会議では、令和7年度の計画の取組状況について検証しました。
なお、委員会の議事録は町のホームページで閲覧できます。

産業観光課

■ 2月18日(水)
網代浜海水浴場の在り方に関する意見書提出

網代浜海水浴場について、様々な課題が指摘されていることから、開設の可否も含めた今後の在り方について小中学校長や保護者代表などで構成される検討委員会を立ち上げ、委員の皆さまから3回にわたり活発に議論いただきました。

このたび、委員会に取りまとめた意見書が、犬飼直之会長（長岡技術科学大学 犬飼直之准教授）から、町長に提出されました。
意見書の要旨などについては、14・15ページをご覧ください。
なお、議事要旨などについては町ホームページからご覧いただけます。

子ども教育課

■ 2月24日(火)
令和8年度聖籠町教育委員会 第2回定例会

- ・専決処分の承認を求めるについて
- ・県費負担教職員の任免の内申について
- ・聖籠町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- ・聖籠町学校教育振興基本計画について

以上の項目について審議・協議しました。
なお、定例会の議事録は町のホームページで閲覧できます。



▲犬飼会長(右)から町長へ意見書を手渡しました。

農業委員会

■ 2月25日(水)
農業委員会第26期 第12回総会開催

- ・農地法第3条の規定による許可申請について……………34件
- ・農地法第5条の規定による許可申請について……………1件
- ・農用地利用集積等促進計画に係る意見について……………60件

以上3項目が審議され、議決・承認されました。
なお、総会の議事録は農業委員会事務局及び町ホームページで閲覧できます。

町長の動向 (4月分)

- 1日 職員辞令交付式・訓示 小・中学校辞令交付式 会計年度任用職員訓示
- 5日 消防新入団員等辞令交付式
- 8日 中学校入学式
- 9日 小学校入学式
- 10日 新入学児童を守る街頭指導 せいろう幼稚園入園式
- 15日 聖籠町老人クラブ連合会総会
- 16日 新潟東港聖籠地区 立地企業連絡協議会役員会
- 17日 町村会役員会
- 22日 聖籠町交通安全母の会総会 新発田地区交通安全協会 聖籠支部総会
- 24日 区長会議

ご利用ください 役場休日・夜間窓口

マイナンバーカードの受け取り、申請や住民票の交付など通常の時間内に来庁が困難な方は、ぜひご利用ください。受付できる業務について、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

- 会 役場1階 町民課
- 4月の休日役場窓口
- 4月11日(土) 午前9時～正午まで
- 4月の夜間窓口
- 4月22日(水) 午後8時まで
- 問 役場町民課 町民サービス係 (内線111)

町診療所から お知らせ

4月の休診日
4月15日(水) 1日
ご理解のほど、よろしくお願ひします。

問 聖籠町国民健康保険診療所
2711234





～後期高齢者医療制度に
加入している皆様へ～

CHECK!
聖籠いきいき
プロジェクト

人間ドック受診料を助成します

○対象者

受診日現在において町内在住の後期高齢者医療制度に加入している人・後期高齢者医療保険料を滞納していない人



ご注意ください

- ・同じ年度で町の集団健診を受ける(受けた)方は助成できません。
- ・他市町村や他保険で健診助成を受けた方は助成できません。

○助成額

1万8000円(令和8年度から1万円を1万8000円に増額)

○申請方法

- ①健診機関に、人間ドックをお申し込みください。
*脳ドックは対象になりません。
- ②指定された日時に人間ドックを受診し、費用をお支払いください。
*領収書は大切に保管してください。
- ③後日、健診機関から人間ドックの結果が送付されてきます。
- ④聖籠町役場 町民課の窓口で申請してください。



申請に必要なもの

- ・人間ドックの領収書 ・人間ドックの結果 ・口座番号のわかるもの

なお、結果については、保健福祉課と新潟県後期高齢者医療広域連合と共有し、今後の保健指導や、特定の個人が識別されない方法での統計・調査研究に活用いたします。

参考) 周辺の健診機関と料金

健診機関	住所	電話番号	基本料金※
下越総合健康 開発センター	新発田市 本町4-16-83	0254- 23-8370	4万1800円(1日) 3万7400円(半日)
新潟県健康 管理協会	新潟市中央区 新光町11-1	025- 245-4455	4万1800円
下越病院	新潟市秋葉区 東金沢1459-1	0250- 21-2600	4万1800円
豊栄病院	新潟市北区 石動1-11-1	025- 386-2306	4万1800円
新潟健診プラザ	新潟市中央区 紫竹山2-6-10	025- 245-1177	4万1800円
新潟健診スクエア	新潟市西区 北場1185-3	025- 378-1201	4万1800円

※今後、変更になる場合がありますので、詳しい料金は健診機関に直接お問い合わせください。

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線115)

INFORMATION

お知らせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27-6511
長寿支援課	☎20-7433
上下水道課 (上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場2階第1会議室

◆行政相談

14日(火)午前10時～11時30分

☎ 役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談(随時開催)

☎ 聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2ヶ月児歯科健診

6日(月)午後1時10分～

○3歳6ヶ月児歯科健診

7日(火)午後1時20分～

○乳児健診

24日(金)午後1時～

○1歳6ヶ月児健診

27日(月)午後1時～

◆学級

○マタニティ教室

14日(火)午後1時15分～

☎ 保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

聖籠子育てアプリ登録はこちら!



2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
斗希ちゃん(片野 夏希)	甚兵衛橋	
椰心ちゃん(斉藤 拓海)	藤 寄	
珠那ちゃん(横井 佑来)	網代浜	
ななちゃん(渡辺 優斗)	網代浜	
杏和ちゃん(遠藤 聖也)	聖中ヶ丘	
志歩ちゃん(海津 良輔)	亀 塚	
乃碧ちゃん(瀬賀 一輝)	亀 塚	
心楓ちゃん(石黒 健)	次第浜	
うかちゃん(坂井 秀斗)	網代浜	

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
浅田大喜さん (菅)七海さん	山大夫
渡辺東里さん (中野)円香さん	ひばりが丘

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏名	年齢	行政区
平野良一さん	(83歳)	次第浜
諏訪英治さん	(74歳)	杉谷内
曾根美智子さん	(88歳)	蓮 湯
栗原榮次さん	(92歳)	山諏訪山
近藤静代さん	(83歳)	山諏訪山
渡辺一志さん	(63歳)	網代浜
佐々木和美さん	(66歳)	本諏訪山
鈴木シンさん	(98歳)	道賀新田
安達江美さん	(89歳)	桃 山
小見イシさん	(98歳)	大夫興野

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しています。
(注2) 略した文字で掲載しています。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

令和8年度から 納税済通知書の送付を廃止します

令和5年1月より軽自動車税確認システム(軽JNKS)が稼働し、軽自動車全車種の納税確認が電子上で可能になり継続検査用(車検)時の納税証明書の提示が原則不要になりました。

このことから、5月末日の納期限までに口座振替やスマホ決済アプリで納付された方にこれまで送付していた納税済通知書の送付を廃止します。

【注意事項】

軽JNKSで納付情報が確認できるようになるまで、日数(約1か月)を要する場合があります。納付後すぐに車検を申請する場合は、金融機関やコンビニなどで納付するか、役場窓口で交付申請し、納税証明書を取得してください。



詳しくは、ホームページに掲載しておりますのでどうぞご覧ください。



お問い合わせ 役場税務課 税務係(内線145)

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療からのお知らせ

令和8年度の保険税(料)額の 年金天引きが始まります

令和8年度の各保険税(料)の年金天引き(特別徴収)が始まります。対象となる方には通知をお送りし、令和8年4・6・8月の納税(付)額をお知らせします。税率や算定方法などの詳細については、通知をご覧ください。

※介護保険料、後期高齢者医療保険料については、これまでと同額を天引きされる方には送付されません。

昨年度の通知書に今回の天引き額を記載していますので、そちらをご確認ください。

問 役場町民課 保険係(内線 国保117 介護116 後期115)

入札結果

入札日 2月18日

	件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日 または工事(委託) 期間最終日	入札 方法
1	本三賀第5マンホール ポンプ場ポンプ取替工事	聖籠町大字 諏訪山 地内	4,400,000円	株新東エンジニア	令和8年 7月31日	指

※指：指名競争入札 ⊖：制限付一般競争入札

確認してください、あなたの固定資産

町では、あなたの固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して令和8年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封しますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中(令和7年1月2日～令和8年1月1日)に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和8年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで減失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

固定資産税の縦覧について

地方税法第416条により、下記期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】4月1日～4月30日まで(役場の開庁日) 【場所】聖籠町役場 税務課

不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会(事務局:役場総務課)に対し、文書で審査の申し出ができます。

固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

【減免】生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象となります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

【減額】税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

お問い合わせ 役場税務課 税務係(内線145)

令和8年度町税などの納期限が決まりました

本年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。税(料)金は、納入期限内に完納するようお願いします。

なお、納付には、確実に納め忘れのない口座振替による納付をお勧めします。申込手続きは町指定の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で、口座振替依頼書に必要事項を記入し提出してください。

※手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

税目	期別	納期限
町・県民税 および 森林環境税	1	6月30日
	2	8月31日
	3	11月2日
	4	11月30日
固定資産税	1	4月30日
	2	7月31日
	3	9月30日
	4	12月28日
軽自動車税	全期	6月1日

税目	期別	納期限
開拓パイロット 賦課金	1	6月1日
	2	9月30日
国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者 医療保険料	1	7月31日
	2	8月31日
	3	9月30日
	4	11月2日
	5	11月30日
	6	12月28日
	7	令和9年2月1日
8	令和9年3月1日	
9	令和9年3月31日	

○督促手数料の廃止について

町の条例改正により、令和8年4月1日以降に納期が到来する税(料)金の督促手数料100円が廃止となります。

ただし、令和8年3月31日以前に納期限が到来したものである督促手数料は、納付が必要となります。
※督促状はこれまでと同様に発出されます。

○町税の納期限後のコンビニ納付が可能となりました。

これまで町税のコンビニでの納付書の使用期限は、納期限までとしておりましたが、令和8年度以降に賦課する町税の当初(または再発行)納付書についてはコンビニ使用期限を延長することとなりました。
コンビニでの納付書の使用期限は、原則、納期限から1年間となります。

問 役場税務課 税務係(内線143) 役場町民課 保険係(内線115・116・117) 役場産業観光課 地域振興係(内線125)

大好評!!



CHECK!

聖籠いきいきプロジェクト

「聖海荘deお茶の間」無料開放

聖海荘deお茶の間とは？

聖籠町内では、こころや体を丈夫に保つために効果的な「地域のお茶のみ」をすることで介護予防や認知症予防につながるほか、コロナ禍で減ってしまった集まりの場として参加者の楽しみのひとつになっています。

その中のひとつとして、聖籠町民誰もが気軽に集まることが出来る集まりの場が「聖海荘deお茶の間」です。皆さまお誘いあわせのうえ、ぜひご利用ください！

とき	5月8日(金) 午前10時～午後2時	5月22日(金) 午前10時～午後2時
ところ	老人福祉センター 聖海荘 大広間	
送迎バス 申込期限	5月1日(金)	5月15日(金)

※各回、全町を対象に送迎バスを運行します。送迎が必要な方は聖海荘（☎27-7838）に事前にお申し込みください。

6月以降の予定も決まり次第、広報などでお知らせします。

ご利用方法

- ✓申し込み・参加費とも不要です。
- ✓聖籠町民であればどなたでもご利用できます。
- ✓ご希望の方には送迎バスを運行します。申し込みのあった方には、後日、送迎場所（集落公会堂など）、乗車時間をお知らせします。
※申し込みが多数あった場合は、時間を調整させていただくこともあります。
※自家用車で来館も可能です。
- ✓バスは聖海荘へ10時着のお迎え便、聖海荘を午後2時15分発のお送り便のみとなります。
- ✓お食事はありませんので、各自ご用意ください。お弁当などの持ち込みは可能です。
※お酒を飲むことも可能です。
- ✓聖海荘のお風呂のご利用はできません。
- ✓午前10時から午後2時の間は、おしゃべりや軽い運動、お昼寝など自由にお過ごしください。
※カラオケ・将棋や麻雀セットもごございます！ ※BS放送も視聴可能です！



問 長寿支援課(町保健福祉センター内)高齢福祉係 ☎20-7433

CHECK!

聖籠いきいきプロジェクト

「聖海荘」利用制限の解除について

老人福祉センター「聖海荘」では、これまで感染症拡大防止対策として、建物・設備などの消毒時間確保のため、利用時間を制限していましたが、4月1日(水)から制限を解除し、利用時間を延長します。多くの方々のご利用をお待ちしております。



利用時間	令和7年度	令和8年度
施設	午前9時～午後3時	午前9時～午後4時
浴室	午前10時～午後2時	午前10時～午後3時30分

問 老人福祉センター「聖海荘」 ☎27-7838

参加費
無料

CHECK!

聖籠いきいきプロジェクト

令和8年度
認知症に関する事業のご案内

認知症の人を介護する 家族のつどい

認知症の人などを介護する家族が集まり、日頃の介護の悩みや医療・介護サービスなどについて相談、情報交換できる場です。

開催日程	
【令和8年】	10月5日(月)
4月13日(月)	11月9日(月)
5月18日(月)	12月14日(月)
6月8日(月)	【令和9年】
7月13日(月)	1月18日(月)
8月10日(月)	2月8日(月)
9月14日(月)	3月8日(月)

日 午前10時30分～正午
会 町保健福祉センター



「オレンジカフェせいろう」 (認知症カフェ)

認知症の人やご家族、地域の方などどなたでも気軽に参加できる場です。お茶を飲みながら一緒に交流しませんか？

認知症の相談もできます。

開催日程	
【令和8年】	10月14日(水)
4月20日(月)	11月26日(木)
5月18日(月)	12月23日(水)
6月9日(火)	【令和9年】
7月23日(木)	1月19日(火)
8月19日(水)	2月24日(水)
9月10日(木)	3月24日(水)

日 午後1時30分～3時
会 町保健福祉センター

※これまでの場所(なごみの家)から変更となります。

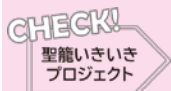


【ご参加にあたってのお願い】

- ・事前に下記までお申し込みをお願いします。
- ・悪天候などにより、中止となる場合があります。その際は申し込みされた方へご連絡いたします。

申・問

聖籠町地域包括支援センター
(町保健福祉センター内)
☎27-6521



聖海荘deお茶の間からお知らせ 「お笑いヨガ&漫談」開催!

日 4月24日(金)午前10時～ 会 聖海荘

講師 いっしょに笑おう会 代表 古田 セツ子 氏

他 バスの送迎を希望する場合は4月17日(金)までに聖海荘
(☎27-7838)へご連絡ください。

お笑いヨガとは…?

笑いと体操を組み合わせた健康エクササイズです。
すでに集落のお茶の間で体験した方もおり、とても好評です!
町民どなたでもご参加いただけますので、みなさまお誘いあ
わせのうえ、お気軽にお越しください。
※申し込み・参加費ともに不要です。



お問い合わせ 長寿支援課(町保健福祉センター内)高齢福祉係 ☎20-7433
聖龍町社会福祉協議会 ☎28-7110



～児童手当に関するお知らせ～

○児童手当とは

家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している方に支給される手当です。

1. 支給対象

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たりの月額)
3歳未満	1万5千円(第3子以降は3万円)
3歳以上	1万円(第3子以降は3万円)



3. 支給時期

偶数月に前月分までの手当てを支給します。
例) 4月支給日には、2・3月分の手当を支給します。

○手続について

お子さんが生まれたり、ほかの市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」の提出が必要です(公務員の場合は勤務先に)。市区町村の認定を受ければ、原則として申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

○4月の振込日は4月10日(金)です

児童手当の4月支給分(2～3月分)は4月10日(金)にご指定の金融機関に振込みます。個人への支払通知は、この紙面をもって代えさせていただきます。

お問い合わせ 子ども教育課 子ども・子育て支援係(内線312)

子育て・生活応援「ハッピーチケット」

食料品などの物価高騰の影響を受けている町民の皆さんに必要な支援を行います。

物価高騰による町民生活の負担軽減に重点を置くとともに、町内における消費を喚起することで事業者を支援するため、利用券(ハッピーチケット)を発行し配付します。

なお、今回は、国が食料品支援のために交付金を増額していることから、食料品支援特別加算として1人あたり2000円分の利用券を上乗せして配付します。

●ハッピーチケットの配付枚数と対象要件

(1)生活応援ハッピーチケット(食料品支援特別加算を含む)

配付枚数	1人あたり 5000円分(500円×10枚)
対象要件	令和8年4月1日現在、聖籠町に住民登録のある方



(2)子育て応援ハッピーチケット(子育て加算)

配付枚数	1人あたり 5000円分(500円×10枚)
対象要件	0歳～18歳以下の子ども (平成20年4月2日(水)から令和8年4月1日(水)までに生まれた子、かつ、令和8年4月1日現在、聖籠町に住民登録のある子)

※ただし、令和8年4月2日(木)以降、令和8年7月31日(金)までに住民登録を行い、その際に申請手続きをされた方にもお渡しします。

●利用期間 令和8年4月15日(水)から8月2日(日)まで

●加盟店の募集 加盟店の登録は聖籠町商工会で行います。
聖籠町商工会へのお問い合わせは、☎27-2078まで

物価高騰対策小規模事業者等支援事業補助金

物価高騰の影響を受けた事業者の皆さんに対し、事業継続に向けた支援を行います。

- 【対】①小規模事業者等(町内に本社または本店がある法人および個人事業主)
常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は、5人)以下の事業者
②農業者(販売の実績があること)

【支給要件】 下記の1または2のいずれかを満たす事業者

- 1.令和7年1月から12月までの売上高が前年同期間と比較して減少していること
- 2.令和7年1月から12月までの燃料費、原材料費、光熱水費の経費の合計が、前年同期間と比較して増加していること。

【補助金額】

- ・小規模事業者等…1事業者あたり、法人の場合20万円、個人の場合10万円
- ・農業者…耕作面積(水田、畑、果樹の合計)10アールあたり1万円
ただし、農業法人等の場合は20万円を限度、個人の場合は10万円を限度

【申請方法】

7月31日(金)までに、聖籠町商工会会員の事業者は町商工会窓口へ、それ以外の事業者は役場産業観光課へ申請書類を提出してください。

【申請書類】

- (1)申請書は役場産業観光課窓口にあるほか、町ホームページからダウンロードできます。
- (2)上記支給要件1または2の内容がわかる書類(確定申告書の控えなど)

お問い合わせ 役場産業観光課 地域振興係(内線121)

トップチーム

【「県内縦断 新潟うんめもん博」開催!】

アルビレックス新潟法人設立30周年を機に、県内30市町村への感謝の気持ちを込めて、各市町村の「ご当地グルメ」を広くアピールし、ご来場の皆さまに楽しんでいただくというグルメイベントです。

聖籠町は、5月3日(日・祝)カマタマーレ讃岐戦(午後2時キックオフ)で出店を予定しています。食の宝庫である新潟県内各地の自慢の「うんめもん」をぜひスタジアムで味わってみてください!



4・5月の出店スケジュール

<明治安田J2・J3百年構想リーグ 地域リーグ WEST-Aグループ> ※キックオフ時間はすべて午後2時 ※会場はデンカビッグスワンスタジアム

- | | |
|---|---|
| 第9節 4月4日(土) vs.ツエーゲン金沢/新潟市、南魚沼市 | 第11節 4月18日(土) vs.FC今治/加茂市、十日町市 |
| 第12節 4月25日(土) vs.FC大阪/阿賀野市、津南町 | 第14節 5月3日(日・祝) vs.カマタマーレ讃岐/新発田市、上越市、聖籠町 |
| 第15節 5月6日(水・休) vs.徳島ヴォルティス/胎内市、田上町、出雲崎町 | |
| 第17節 5月16日(土) vs.奈良クラブ/三条市、燕市、弥彦村 | 第18節 5月23日(土) vs.愛媛FC/柏崎市、見附市、村上市、五泉市 |

レディース

【ウィンターブレイク明け初戦勝利】

2月15日(日)、ノエビアスタジアム神戸にて行われたSOMP O WEリーグ第15節では首位のINAC神戸レオネッサに1-0で勝利し、見事勝ち点3をつかみ取りました。沖縄県南城市と大阪府堺市で行ってきた3週間のトレーニングキャンプでは個を大きくすることをテーマにトレーニングに励みましたが、その成果が発揮されたゲームとなりました。



【ドリームPASSで試合を観に行こう!】

小学生にプロサッカーの試合を観戦してもらうことで、スポーツの楽しさや素晴らしさ、夢を持つことの大切さを体感してもらうために実施している小学生無料招待、ドリームPASSを後半戦でも実施いたします。スポーツへの興味・関心を持ってもらうことで健康や健全な成長に貢献すべく本企画を実施しております。3回ご来場いただくと文房具をプレゼント!ぜひスタジアムにお越しください。※各小学校で配布済です。

4月開催ホームゲーム予定

(SOMPO WEリーグ) ※会場はデンカビッグスワンスタジアム

第18節 4月5日(日) vs.サンフレッチェ広島レジーナ 午後1時キックオフ



JAPANサッカーカレッジからのお知らせ



【聖籠町政策提言発表会を行いました】

2月12日(木)、聖籠町役場にて私たちサッカービジネス科学生が町長の西脇様をはじめとする各課の方々に対し政策提言発表会を行いました。交通安全の意識向上を目的とした、運動とかけ合わせた交流会などをはじめとする様々なことについて提言をさせていただきました。

西脇町長からは「JAPANサッカーカレッジの学生は県外出身者が多く中で、実際に聖籠町で生活するからこそ感じてくる課題があります。その課題を自分たちで見つけ、解決策を考えていくことが大切です。学生ならではの発想力や気づき、そして課題に対してどのようなアプローチで解決に取り組むのかがとても重要です。」との評価をいただきました。さらに会の最後にはJAPANサッカーカレッジという学校の力を活かして、これからは聖籠町に貢献してほしい、そして町と連携しながら共により良い町を作っていきたいという心強いお言葉をいただきました。

私たちも聖籠町がより良くなるために今後も様々な形で貢献してまいります。



【第52回北信越フットボールリーグ、4月に開幕!】

私たちJAPANサッカーカレッジが所属する北信越フットボールリーグの2026シーズンが4月に開幕します。1部に所属する「JAPANサッカーカレッジ」は昨季リーグ3位。リーグ終盤戦まで優勝争いを行っていましたが、悔しい結果となりました。

ホーム開幕戦は4月5日(日)午後2時から新潟経営大学FCと対戦します。会場はJAPANサッカーカレッジのグラウンドです。イベントブースでは親子ミニ運動会や聖籠町PRブースを実施。グッズやポップコーンなどの販売も予定しています。試合やイベント情報は随時SNSで発信しますのでぜひご覧ください。新戦力も加わりパワーアップしたチームは、今年こそリーグ優勝、そしてJFL昇格を狙います。2026シーズンも応援よろしくお祈りします!



特定計量器の 定期検査を行います

計量法により、取引または証明に使用するはかりや分銅、おもりは、2年に1回行われる定期検査を受けなければ、取引や証明に使用することができません。

令和8年度の定期検査を下記のとおり実施します。

日 程：5月15日(金)、18日(月)、
19日(火)

受付時間：午前10時から正午、
午後1時から3時30分まで
※時間は変更になる場合があります。

場 所：役場隣の町倉庫

■対象となる主な計量器

- ・商店などで商品のはかり売りに使用するもの
- ・農業・漁業などに従事する者が、農産物・水産物などのはかり売りのために使用するもの
- ・運送業者などが貨物運賃の算出などに使用するもの
- ・工場・事業所などの原材料の購入、製品の販売・出荷のために使用するもの

令和6年度に検査を受けた方には、事前調査書を郵送しますので期日までに提出をお願いします。検査を受けていない方や、新たに計量器を取得された方は役場産業観光課へご連絡ください。

事前調査の結果、検査の必要な方には、新潟県計量協会から定期検査の案内が郵送されます。

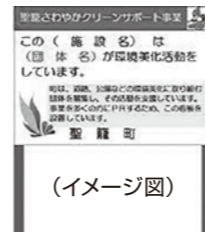
申 役場産業観光課
地域振興係(内線123)

(3)町の支援は？

①環境美化活動に必要な物品などを支給または貸与します。

支給品(例)：種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など

貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップ など



(イメージ図)

②傷害保険の適用となります。

事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。

③看板を設置し広くPRします。

(適当な設置場所がある場合のみ)

地域内のごみのポイ捨ての減少が期待でき、活動団体の紹介にもなります。

④広報紙やホームページで活動団体の紹介・PRをさせていただきます。

(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介を行います。)

(注意)無償ボランティア活動としておりますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。

参加したいとき

基本的には随時受付～随時実施となります。

まず、団体をつくりましょう

……集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など

次に、活動場所、活動内容を決めましょう

……集落公園、集落内道路、PR効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか

そして、申し込みましょう!



申・問 役場ふるさと整備課 都市計画係(内線235)

聖籠町を花や緑にかこまれた みんなのキレイなまちにしませんか!

道路、公園・緑地などの環境美化に取り組む団体を募集しています!

さわやかクリーンサポート事業

町民や事業所と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みであり、現在、41団体が登録しています(令和8年3月現在)。

道路、公園・緑地などの公共施設を管理していただくボランティア団体を育成し、持続可能な開発目標(SDGs)に向け、環境美化の推進を図るものです。

継続的な緑化活動や道路の清掃活動は、SDGsの指標「11:住み続けられるまちづくり」に貢献することにもなりますので、ぜひ、さわやかクリーンサポート事業に取り組んでみませんか?



事業の概要

活動団体としてグループで行っていただきます。

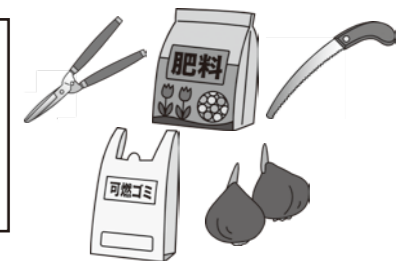
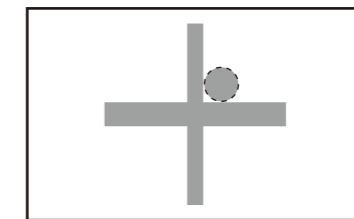
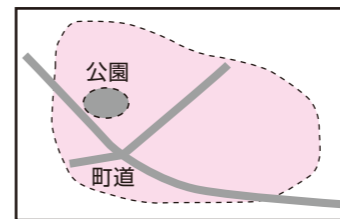
活動人数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。(代表者は、18歳以上の方となります。)

(1)活動場所はどこにするの?

①道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

(例1)○○○集落区域

(例2)□□交差点付近ポケットパーク



②以下の区域についても可能ですが、その際にご確認ください。

区 域
(1)道路の交差点や幹線町道または県道の歩道
(2)ポケットパーク(沿道にある公園・緑地)

(2)具体的にどんなことをするの?

原則として年間3回以上、次のいずれかの活動を行います。

- ①草花などの植栽・管理
- ②除草
- ③空き缶などの散乱ごみの収集並びに廃棄など



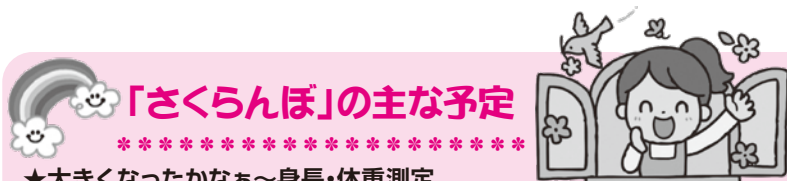


おいでよ!仲間になろうよ!
 * * * * *
 みんなと一緒に遊ぼう
 * * * * *



子育て支援センター すくすくサロン「さくらんぼ」

子育て支援センターでは、家庭で子育てが楽しめるように、そだちの家内にすくすくサロン「さくらんぼ」のお部屋を開放しています。お家で子育てをしている人が集まり、広いお部屋で元気いっぱい遊びながら、交流しながら楽しんでいきます。また、利用者同士仲間になったり、保育士に育児相談も気軽にできます。みなさん、お友達と誘い合っておいでください。



「さくらんぼ」の主な予定

- ★大きくなったかなあ～身長・体重測定
 ＊月1回火曜日……身長計、体重計を用意しますので、大きくなったか測ってみましょう。
- ★赤ちゃんびより……月1回水曜日(5月～)
 ＊1歳未満のお子さんとお家の方々とふれあい遊びや手作りおもちゃを作って、楽しい時間を過ごしましょう。
- ★離乳食試食会……月1回(ハーモニーこども園で行っています。)
 ＊初期・中期・後期・完了食で実施しています。大きさや味をみながら試食してください。
- ★季節の行事や製作遊び
 ＊毎月、親子で楽しむイベントを計画しています。多世代交流日(地域の方と触れ合う会)・七夕会・秋の会・クリスマス会・豆まき会・ひな祭り会
- ★誕生会……2か月に1回
 ＊生まれてきてくれてありがとう!皆さんでお誕生日をお祝いしましょう。
- ★子育て相談……保育士が相談に応じます。
 ＊栄養士・看護師が相談に応じる行事も予定しています。
- ★その他……ブックスタートなども予定しています。
 ＊行事につきましては、事前予約とさせていただきます。

こんなことがあるよ!

お友達も誘って
 おいでください

- 1日(水) すくすくオープン
- 6日(月) はじめましての会
- 14日(火) 測ってみよう
- 17日(金) 作って遊ぼう「こいのぼり」



＊はじめましての会はスタッフ一同、「よろしくね」の心を込めてお待ちしております。
 ＊行事のない日も各年齢に沿った楽しい遊びを用意しています。子育てを応援するスタッフがお持ちしています。

「さくらんぼ」利用にあたって!

- ★お子さんの遊び相手をしなが、親子の絆をしっかりと深めることができます。
- ★親子で仲間作りが楽しみリフレッシュできます。
- ★家庭以外の人とのかかわりが体験でき社会性が育めます。
- ★子育ての悩みや心配事など気軽に相談できます。
- ★安心して子育てが楽しめる情報がいっぱいあります。(離乳食メニュー・トイレトレーニング・親子遊びなど)



○月曜日～金曜日(無料です)
 ★午前9:30～12:30
 ★午後1:30～4:00
 ★お休みは…祝祭日・年末年始
 ○開放日……土曜日、日曜日

*** 毎月のおたより発行について ***

- ★毎月の詳細(予定)については、おたよりを発行していますのでご覧ください。
- ★おたよりはせいろ幼稚園・町保健福祉センター・亀塚児童館・各こども園・保育園・図書館などにおいてあります。また、カレンダーを各所に掲示してありますのでご覧ください。



*** 感染症対策について ***

- ☆安心して遊べるように、室内、玩具には、毎日消毒をおこなっています。
- ☆感染症が流行した場合、感染予防の為、予定している行事につきましては中止、延期になる場合があります。
- ☆感染予防の為、ご理解とご協力をお願いいたします。

住所 聖籠町大字蓮湯2890番地2
 そだちの家(せいろ幼稚園敷地内)
 ☎0254-27-1140
 (運営:社会福祉法人 真心福祉会)

CHECK!

聖籠いきいき
プロジェクト

令和8年度

「あそび教室」参加者募集♪



心の栄養「あそび」を通して、ハンディのある子もない子も関係なく、子どもも大人も「共に育ち合う場」として教室をしています。子どもと大人がしっかり向き合い、互いに成長できるあそびを一緒に見つけたい、そんな参加者を募集します。

- 期 間 5月下旬～翌年3月中旬まで(予定)
原則毎週水曜日 午前9時50分～11時30分
※参加者には詳しい日程をお知らせします。
- 会 場 町保健福祉センター 大集会室
- 内 容 親子あそび・リズムあそび・自由あそび 他
- 募集対象 令和2年4月2日～令和6年9月30日までに生まれた子どもとその保育者 20組
※1年間登録制になります。継続して参加できる親子
- 受 付 4月13日(月)以降、随時電話や窓口にてお申し込みください。
定員になり次第、締め切ります。



実際に参加してくれた 親御さんの声

体を使った遊びって
何をすればいいか
わからなかったけど、
あそび教室で体験した遊びを
お家でもやってるよ!

こども園、幼稚園に通い、
仕事をしながら月1の
参加だったけど、
親子の時間をしっかり
とれてよかった!

他の子と比べて
ことばが遅かったけど、
ことばを育てる遊び方を
一緒に学べたよ!

私自身遊ぶのが
苦手だったけど、
楽しく参加できて、
うちの遊び方も広がった!

参加当初は、
体がぐにゃぐにゃしてたけど、
3月には体幹がしっかり
してきた!

昔ながらの手遊びが
一番こどもが
喜ぶんだなって思った!

上の子と遊ぶことで
こども同士刺激し合って
成長したよ!

リズム体操



自由あそび



親子あそび



待ってるよ～!



お問い合わせ 保健福祉課(町保健福祉センター内) 保健師 ☎27-6511

新庁舎移転のお知らせ

新発田地域広域事務組合および下越福祉行政組合事務局は、新発田広域消防本部および新発田消防署と統合し、4月1日より庁舎を移転することとなりました。新庁舎の所在地は次のとおりとなります。

〒957-0006
新潟県新発田市中田町3丁目30番地2
(国道7号線沿い新発田市立三葉小学校隣接)

新発田地域広域事務組合事務局総務課
☎0254-26-1501 ㊟0254-23-5589

新発田地域広域消防本部総務課
☎0254-22-3789 ㊟0254-26-6690

※移転に伴う電話番号・FAX番号の変更はありません。

春の火災予防運動が実施されます 「急ぐ日も止め火を止め準備よし」

4月1日(水)から4月7日(火)までの7日間、県下一斉で火災予防運動が実施されます。



住宅防火のちを守る 10のポイント

- 4つの習慣**
- 寝たばこは絶対にしない、させない。
 - ストーブの周りには燃えやすいものは置かない。
 - コンロを使うときは火のそばを離れない。

○コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使用方法を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を

常に確保し、備えておく。
○防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感じしなくなることがあるため、とても危険です。
10年を目安に交換しましょう。

全国的に林野火災が発生しており、一度発生すると消火に時間を要します。火の取り扱いには十分注意してください。

新発田地域広域事務組合 消防本部予防課
☎0254-22-8096
またはお近くの消防署まで

林野火災注意報・警報の運用開始について

令和7年2月に岩手県大船度市で発生した大規模林野火災をはじめ、全国各地で林野火災が多発しています。

これを踏まえ、令和8年1月1日から、林野火災の予防上危険な気象状況になった場合は、段階に応じて、「林野火災注意報」、「林野火災警報」を発令し、防火指導の強化や火の使用制限の徹底などを行います。

林野火災注意報発令基準

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ、乾燥注意報が発表

林野火災警報発令基準
林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発令された場合

注意報と警報の違い

林野火災注意報は、火の使用に対して「努力義務」を課すものであり、罰則は伴いませんが、警報は「義務」を課し、違反した場合には罰金や拘留が科される可能性があります。

火の使用に関する制限(禁止される行為)

- ①山林や原野などでの火入れ
- ②屋外でのたき火や花火
- ③煙草を吸うことや可燃物の近くでの喫煙
- ④火の粉が飛散する行為

新発田地域広域事務組合 消防本部予防課
☎0254-22-8096

✉ syobouka@shibata-kouiki.jp

「住宅用火災警報器設置状況調査」について

新発田広域管内における各世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握や今後の普及啓発活動に役立てることを目的に5月11日(月)までの間、住宅用火災警報器設置状況調査を実施しています。

対象世帯は、新発田市、胎内市、聖籠町にお住まいの世帯になります。

調査方法は、新発田地域広域事務組合消防本部ホームページ上に設けたWEBアンケートもしくは左記二次元コードを読み取り回答をお願いします。(全6問選択式、回答時間目安は約2分以内)

ぜひ調査にご協力をお願いします。



アンケートはコチラ

新発田地域広域事務組合 消防本部予防課
☎0254-22-8096

新潟県警察防犯アプリ「いがたポリス」が配信中です

現在、新潟県警察防犯アプリ「いがたポリス」が配信中です。県内の不審者情報やクマなどの出没情報を確認できるマップ機能や、マナーモードでも画面や音で警告可能な防犯ブザー機能、家族と現在地を共有できる現在地送信機能。さらには地域をパトロールすることで、防犯グッズなどと交換できるポイントを獲得できるパトロール支援機能など、様々な機能があります。あなたと大切な人を守るために、ぜひ登録をお願いします。



インストールはコチラ

新潟県警察本部生活安全企画課
☎0254-2850110

家庭犬のしつけ教室

「おいで」「待て」を教えたいなど、犬のしつけに興味がある方はどなたでも受講できます。

講義&実技コース

- ①講義
- 日 5月10日(日)
午前10時～正午まで
- 会 新発田市カルチャーセン

ター2階展示室・視聴覚室
※1組2名まで

②実技

- 日 5月17日(日)、5月24日(日)、5月31日(日)
- 午前8時～9時50分のうち50分間
- 会 県立紫雲寺記念公園内ドッグラン施設
- 【受講料】2000円(新潟県動物愛護協会の会員でない方は、別途入会金2000円が必要)
- 【定員】20組
- ※参加犬の条件は、概ね生後6か月以上であり、狂犬病及び5種以上の混合ワクチンが接種済であること。

講義コース

- 日 5月10日(日)
- 午前10時～正午まで
- 会 新発田市カルチャーセン
- ター2階展示室 視聴覚室
- 【受講料】無料
- 【定員】7組
- 申 下越動物保護管理センターのホームページからお申し込みください

下越動物保護管理センター
☎0254-2440207



ホームページはコチラ

令和8年度科目等履修生募集のご案内

敬和学園大学は平成3年の開学以来、地域に根ざした教育と研究をモットーに歩んでまいりました。本学には、一般の皆さまにも気軽に大学に来ていただき、授業にご出席いただくという「科目等履修生制度」という制度があります。

演習を除いた200以上の科目は高校卒業程度の方ならどなたでも履修できます。

募集期間について、前期は4月10日(金)から4月23日(木)となります。授業料は1単位1万円、本学開講科目はほとんどが半期2単位のため、概ね、4月から7月まで1科目2万円となります。

また、社会人の方が受講しやすいように、夜間(午後7時30分～午後9時)にオンラインで開講する科目も2科目あります。詳細はお問い合わせください。

敬和学園大学教務課教務係
☎0254-262514

陸上自衛隊 新発田駐屯地 開設73周年及び 第30普通科連隊創設 64周年記念行事のお知らせ

- 市中パレード
4月25日(土)
午後2時～2時30分頃
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 中央町交差点から 徒歩部隊、車両部隊などによる 行進およびヘリコプターによる観閲飛行
※天候災害の発生などにより行事を中止または内容を一部変更する場合があります。
- 記念式典
4月26日(日)
午前10時～午後3時(入場無料・駐屯地開放午前8時30分)
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 記念式典、訓練展示、広報展示、ミニ電車試乗、体験試乗、装備品展示、音楽演奏、野外売店、白壁兵舎広報史料館 イベント
※天候・災害の発生などにより行事を中止または内容を一部変更する場合があります。
※当日、スタンドはありませんので、椅子などのご準備をお願いします。
- 駐車場
アイネスしばた(約1600台)および外ヶ輪小(約50台)をご利用ください。(駐屯地内の私有車駐車場はありません)
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
4月1日(水)～6月30日(火) 午前9時～午後4時
※月曜日(祝日の場合は翌日)は休館
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
無料
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
無料
- 陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
0254-22-3151

「シベリア出兵展」開催

白壁兵舎広報史料館で、歩兵第16聯隊が戦ったシベリア出兵に関する史料展示を行います。

4月1日(水)～6月30日(火) 午前9時～午後4時
※月曜日(祝日の場合は翌日)は休館

陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
無料

陸上自衛隊新発田駐屯地 白壁兵舎広報史料館
0254-22-3151

本場中国の水餃子をつくり交流しました

2月21日(土)、国際交流事業の一環として、中国黒龍江省の県費留学生との食文化交流会を開催しました。

当日は、一般公募の町民や、県費留学生などが参加し、中国東北地方の家庭料理である水餃子を皮づくりからチャレンジしました。

参加した町民の皆さんが、皮を丸く伸ばしたり、餡を包むことに苦戦するなか、県費留学生はさすがの手つきで見事に餃子を作られていました。

調理後は参加者全員で試食をし、本場直伝のモチモチの皮やジューシーな餡を楽しんでいました。

料理を通じて中国文化への理解を深める、楽しい交流の場となりました。



渡辺 あゆなさん 9歳

投稿するときはペンで書いてください。

(薄いものは掲載できません。)

1か月に一人1枚だけ受け付けます。

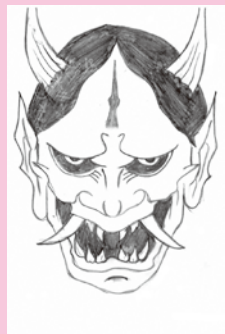
住所と名前は必ず書いてください。

(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『○○○』と書いてください。)

※必ず掲載されるわけではありません。



小野 莉聖さん 5歳



トロールフェイスさん 6歳



田中 凜さん 6歳



たまごやきさん 5歳



わたなべすずさん 10歳



タイヤマンさん 10歳



横山恵美子さん 63歳



あべすみれさん 6歳



ご卒業おめでとうございます!



文化・観光施設などがお得に!

新潟広域都市圏連携事業 共通割引券

「新潟広域都市圏」とは、本町を含む12市町村が広域で連携することで効率的な行政サービスの提供や圏域全体の経済の活性化を図るものです。

その取り組みの一つとして、各市町村の文化・観光施設で利用できる共通割引券を発行します。

この機会に様々な施設をお得に巡ってみませんか。

なお、割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります。割引券を利用できる施設の一覧は、新潟市ホームページで公開されていますので、下記二次元コードからご覧ください。



本割引券を切り取り、各施設に持参してください。

◀ 共通割引券についてはこちらから

問 役場総務課 広報広聴係(内線222)

新潟広域都市圏連携事業

文化・観光施設共通割引券

この券の提示で次の施設の入館料を割引します

- (新潟市) マリンピア日本海、倉津八一記念館
- (三条市) 諸橋権次記念館
- (新発田市) 露谷虹児記念館、市島邸
- (燕市) 燕市産業史料館
- (五泉市) 五泉市村松郷土資料館、チャレンジランド杉川
- (阿賀野市) 吉田東伍記念博物館、水原代官所
- (胎内市) 胎内昆虫の家、胎内自然天文館
- (弥彦村) 弥彦の丘美術館
- (阿賀町) 三川・温泉スキー場

有効期限 2027年3月31日まで

- ※割引額、営業時間、休館日は各施設により異なります
- ※本人と同行者全員を割引します ※ 聖籠町に在住の方のみ使用可
- ※原本のみ使用可。有効期限まで何回でも使用できます
- ※他券との併用不可